

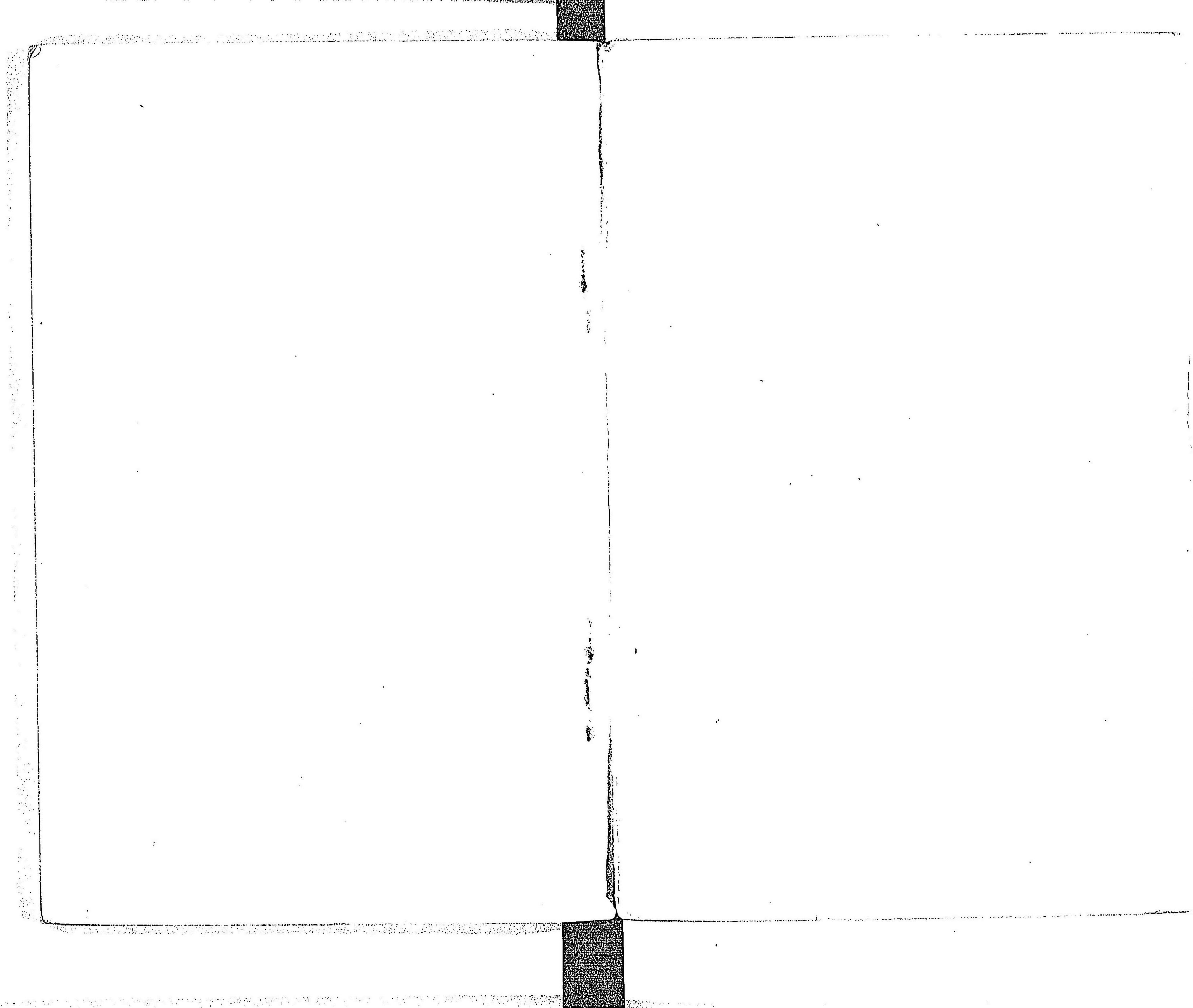
2310

26

英國馬高禮原著
日本岩松仲通譯述

波良憲法大評議
武氏

富山房發兌



特70

376



題岩松神通譯書之首。大德氏本。大德氏本。曰。靖蜒之洲。無山矣。無河矣。唯有數山河焉。曰。盡見乎彼混々浩々者。曰。盡見乎彼巍々者。一。嗚呼。靖蜒之洲。有山焉。曰。富士。有川焉。曰。刀寧。刀寧之東。自古生傑士與梟將雄帥焉。而近世益出偉人焉。吾靖蜒近世之文明。與昔日之武勳。其最赫奕。而最偉雄者。則其首唱。莫不興起於刀永兩涯焉。嗚呼。關東山河之於吾靖蜒洲。其關係之強且大。亦已久矣。筑山之翠鬱々乎與富岳對峙。昔日文武之名士。

與其感於此兩山者多矣。蓋亦非偶然也。而余少時所最欽者。推東湖先生。先生詠楠公五古曰。吾愛楠夫子。雄略古今無。誓建回天業。感激忘其軀。廟堂廟堂遂無算。乾坤忠義出孤唯。留一片氣凜。不可誣。余曾評關東士心之一大興起。應在於富士嶽裂刀水大漲之後焉。頃日地理學者。往來說富士岳破裂之事。余不信焉。客冬有病。與親友携一銃遊陸羽。轉至越前美濃之邊。乾坤一震。慘狀滿目。有一人絕叫曰。富士岳大崩。刀水大漲。果信矣。曰。

國會亦為解散焉。余於是乎痛悼絕食者。五十有餘日。既而奮起。曰。豈莫一人之義士乎哉。關東義士興起之機。其或在於斯乎。未數旬。而氣運大震。吾岩松仲通君亦起焉。仲通關東之名士。距今十餘年前。海內自由之論。方出於三四先覺之士。而為之木鐸焉者。蓋有數士。曰。岩澤。曰。杉田。曰。頭山。曰。栗原。當時板垣退助翁亦評此數人。以將來國士王佐之流云。今也仲通以其多年之積誠。注向國家。刀水浩々混々之熱血。與富岳萬山巍々之膽。為此

帝國。顯一大光彩也。可企而望焉。頃日。仲通令兄新井君。携仲通舊譯。波良武憲法史評一小冊而來訪。索其序。余正襟曰。是仲通之一小冊也耳。噫。仲通之精誠。仲通之器度。天下之志士。自有公評在焉。區區波良武舊著舊譯。何足以爲仲通之輕重與痛痒乎哉。雖然。仲通之此譯述。亦爲刀水混濁之浩劫之一小餘波焉。即爲關東熱血之餘痕。此一小冊子。亦足以爲仲通當選警盟之一部分焉。鹿島神靈。蓋應照臨焉。

明治廿五年正月廿五日

於刀寧江畔之村舍

辱知 米峰樵夫 小山正武謹題

皇太子御成婚御慶賀
御祝詞
明治廿五年五月廿五日

序

回顧すれば今を距る十五年前西南の亂方さに平らぎ
政府は戦勝て功に驕り凱歌の聲は高くして民の怨言
は聞へず中央集權の勢の愈よ盛んなるを致し天下復
た之に敵する者あるを見ず當時南海の濱に遁れ隠然
天下に重きを持し憂國の志士が密かに望を屬せし所
の人あり斯人や夙に民權自由の主義を唱へ初めて同
志の諸士と相俱に民選議院の奏議を爲し又た西南の
亂方さに起るの際國會開設の建議を爲し固く自ら信
ずらく立憲政体に非らずんば以て王室の尊榮を増し

人民の康福を進め國家の安全を致す能はずと獨り自ら大に爲す有らんと欲せしも同郷同盟の諸士多く西南の亂に與りたるの嫌疑を以て獄に投せられ相俱に謀る者の僅かに二三壯年の輩のみ植木枝盛安岡道太郎坂本南海男氏等是れなり此時に際し異郷同志の諸士にして南海に遊び來て斯人を訪ふ者あり余も亦た其一人なり杉田定一氏と俱に先づ南海に遊び來りたるは岩澤伸通君其人にして余は南海に於て初めて君と相識れり諸士多くは短衣兵兒帶の少壯士輩にして筑前の少年豪傑頭山滿氏も亦た其中に在り皆な意

氣昂然酒を飲み詩を吟じ夷市の英雄の君と吾と互に自ら相許るして豪傑を氣取る會談愛國社再興の議定まるや各々部署して遊説の途を且り其期に至り各地方同志の諸士は大坂に相會ひ相謀る所ありたり當時民權自由の論を唱ふる者の寥々晨星の如く茲に相會したる者の多くは少壯の士輩のみ小林樟雄氏も亦た岡山より來り會せり斯會たるや滴々の泉源のみ一變して國會期成同盟會と爲り再變して自由黨と爲り三變して大同團結と爲り四變して立憲自由黨と爲り五變して現在の自由黨と爲り滔々大河一瀉千里の勢を

成したるも遠く其源は溯れば幽邃なる前脈の暗泉聲
 なきまは生まれり今日立憲政体の活歴史を編するは於
 て君も亦た興りて力あり君は半途にして大は見る所
 あり暫らく政黨界を去て文學海に潜み大は英學を講
 修し近頃此憲法評論を譯し之を世に公しす君にして
 昔の我國立憲政体の活歴史を編み今や英國憲法政治
 の新歴史を譯す蓋し大は自ら負抱する所あるべし余
 は君が豪傑を氣取りて其身を誤らず文學を修め得て
 其身を立て以て世に益するあるを喜び今昔の感切な
 るの餘り自ら一言を記して序を爲す

明治廿五年六月 友人 英翠 原 亮

序 波山之陽霞浦之涯奇男子あり姓を岩澤名を仲通と云

ふ東岳の其の號なり天資慷慨頗る氣節あり談國家の
 事に及べの痛憤切齒之れに繼ぐに涕を以てするに至
 る其の幼時東京に在るや専ら洋籍を研究し業將さる
 成るに垂んとして偶々丁丑西南の事起るに會ふ東岳
 少年奇膽あり素と讀書の士と喚ばるるを厭ふ於此慨
 然袂を投じて起ち孤劍颯零輿隅に入り南海に渡り鎮
 西の山、山陽の水、到る處名俊奇傑の士と臂を交へて當
 世の時務を快談し又た深く自由民權の説を喜び之れ

を以て大に天下に遊説む曰く愛國社再興曰く國會請願曰く自由黨創立凡を政海の機事とて東岳の手之れに觸れざるものなきが如し既にとて中途大に感ずる所ありて身を政海に抜き節を折て慶應義塾に入り螢雪の苦を積むる四五年其業を卒して還り頃日予家を過ぎ一冊子を懐き探りて云く是れ僕が嘗て苦學燈下の閑を偷みて翻譯せしものなり而して善く僕の狂を納れ僕の志を識るものなり先生若くは先生請ふ爲めに一言を加へよと予驚て自ら慷慨燕趙の書生能く此の細心的鉛槧の業をなす郷人往々足下を目

して尋常壯士の流と做すものあり予爲めに之れを辯ずるや久矣今此の好著述あり以て隣里郷友をして足下を視るの明ならざりしを悔ひしむるに足らん予亦た足下を回護するの勞是れより止まん豈に善からずやと東岳笑て云く請ふ其の言を記して序となさんと於此乎書して之を與ふ

明治壬辰一月

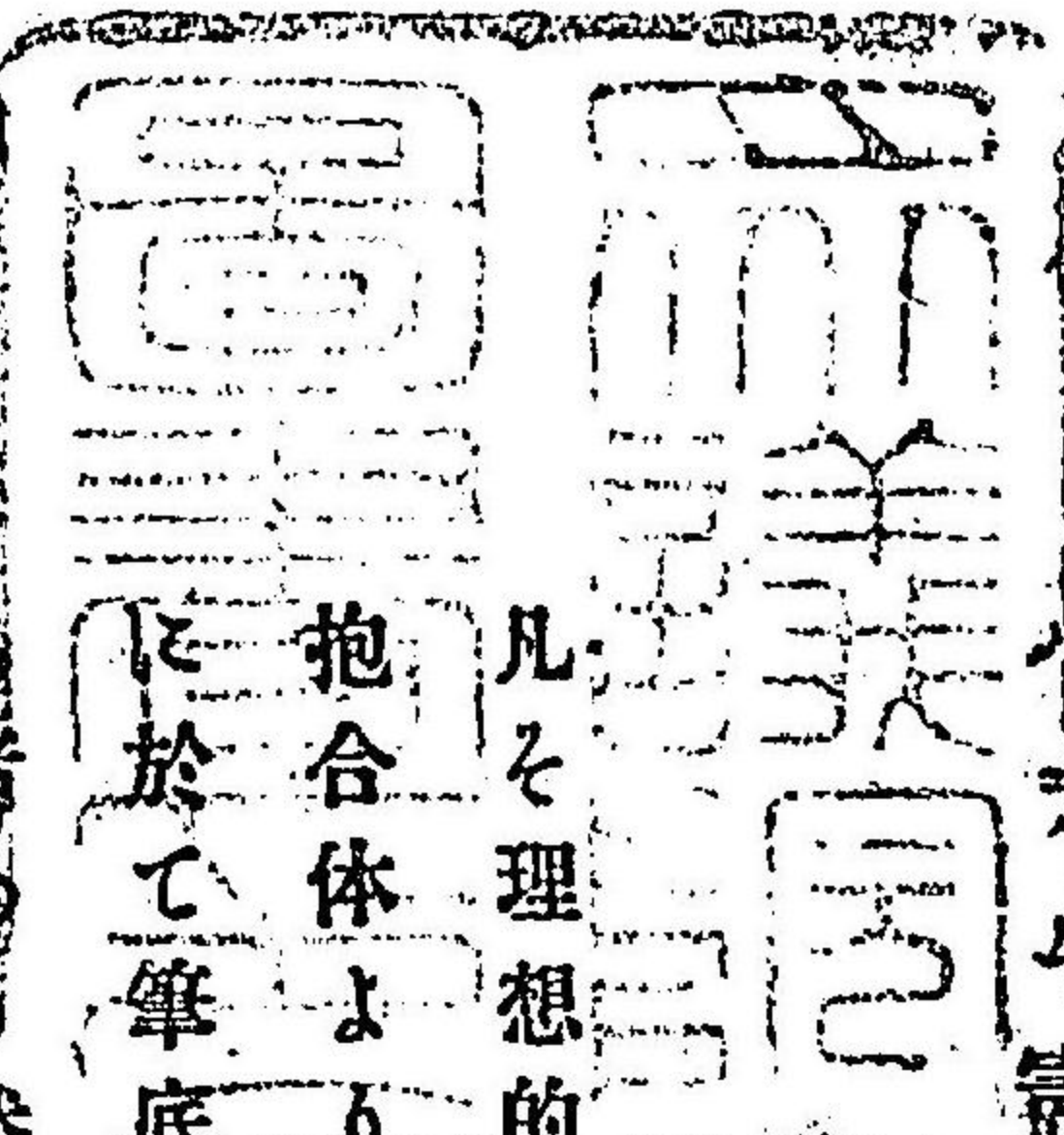
筑陽老人 加藤 敬 頼

三

此書は、作者の著述である。其の著述は、歴史の事實を寫すに於て筆底恰も神あるが如く一讀人をして真理の概念を感得せしむる者あり然れども其相反する所の二元素即ち詩學と哲學とを化合せしむるが如きの到底其の能く爲し得べからざるの事ありとして古來之れに思慮を措く者あらず爲めに終に今日に至りては判然之れを截別するに至れり而して吾人の其相分截して各々一元素に因りて作爲したる所の歴史にして尙ほ其善美なる者を得んと欲せば世間此の種に乏しからざるを知る歴史的小説及び歴史的論説即ち是れなり

憲法史評論

英國 マコーレイ氏著
日本 岩松伸通譯



凡そ理想的を以て描き出す所の完全ある歴史の必や詩學と哲學との抱合体より成立せざる可らず而して其の人物若くは其の事實を寫すに於て筆底恰も神あるが如く一讀人をして真理の概念を感得せしむる者あり然れども其相反する所の二元素即ち詩學と哲學とを化合せしむるが如きの到底其の能く爲し得べからざるの事ありとして古來之れに思慮を措く者あらず爲めに終に今日に至りては判然之れを截別するに至れり而して吾人の其相分截して各々一元素に因りて作爲したる所の歴史にして尙ほ其善美なる者を得んと欲せば世間此の種に乏しからざるを知る歴史的小説及び歴史的論説即ち是れなり

過去を現在ならしめ遠隔を近接せしめ或の吾人を把て小丘の上置き以て曠原の大戦を一望せしめ又た或の吾人をして祖先と卓を聯ねて相坐せしめ往昔流行したる衣服家什其他の器具を歴々考査せしむるを得るが如きの職掌は正に是れ歴史家に屬す可きの職掌なるに却て歴史的小説の専有する所となり一方に於ては歴史上の哲理を探究し或は事物の原因結果の關係を吟味し且つ古に鑑みて以て道德上と政治上との智識を發育せしむるが如きの職掌の悉く之れを別種の記者の手に移し去れり

歴史の体を如此詩學と哲學の二類に分割し則ち一の(哲學體)地圖に比較し他の彩畫に比較するを得べし而して彩畫の其の國の風色を吾人又供へ得るも精密又其の面積遠近及び其の角度を顯のす能のざるなり蓋し地圖の摸倣術にあらざるを以て人の想像力に對して些少の感

を與へざる可し然れども地形方角上の關係に就ての精密なる告示を與ふる者にして旅客或の戰將の爲めに最良の同伴たるは夫の彩色山水徒に人目を喜ばしむるの比にあらざる也尙ほ伊太利の彩色畫工ロサー氏が物したる浪人輩が群集したる圖の如き如何に雄麗を極むるも又た佛國の畫師クライド氏の筆に成りたる斜陽映射の圖の如き何づれも精妙を盡したる者あればとて實用上に於ての固より地圖と其の効を争ふ可らざるなり

歴史の兩成分即ち哲理と詩學とを分割するの習慣の獨り我英國に流行せしのみならず尙ほ大陸にまで其の流行を及ぼしたるの事例のただ著明にして就中伊太利の如きの既に歴史小説を生じ其巧妙ある大に將來に向て望を繋ぐに足る可き者あり又た佛國に於ての兩成分の分割をして稍々奇又過ぐるの度にまで達せしめたり佛國のシヌモン

デ氏はメロヴィンヂアン、キングスと稱する嚴肅高尚なる歴史を編述せしが其後氏の又た人物風習に就て活潑精妙の形容を凝らして一個の小説を著し以て前著の歴史に對偶せしめたり吾人を以て之れを視るに如此兩派の著作を一人の手に編するの分業の利を享けず徒に巨多の歳月を費やすの不利を來たす者と云はざるを得ず吾人の厨下と馭者の分業の利なるを解する者なり各々其の職を分つて始めて食事の能く整ふを見る可く又た馬匹の能く管理せらるゝを望む可きのみ若し夫れ然らずして二個の職務を一人の手を兼有せしめば吾人が夫のモイライヤ氏の著マイトレー、ジャックエスに於て見出したるが如き數寺を管轄せし一人の僧侶が數寺を通じて悉く嚴肅なる風格を改良せんと欲して能はざりしを観あるを知る可きなり

吾英國に於ては是等分業の事を最も巧みは履行せり夫のウォルター、

スコット氏の小説に従事しハラム氏の批評的と議論的を挿みたる歴史の著に従事す而して其の著書は顯る所の者の両つながら同一の事實なり然るに唯其の相異なる所の者の一は彫刻者の眼を以て之を看る可く元來彼れの意匠の外部の形容を就て精妙靈活なる肖像を描出するはあり他の解剖家あり彼れの職とする所の者の内部の奧秘を究めて其事實を分釋し尙ほ進んで動機彈力の強弱の原因等を露出するは在る也

之を要するにハラム氏が以上の文格を以て論述するに至ては當時の學者輩の遠く及ばざる所にして彼れの元來精悍奇敏の性を具へ其の智識の該博深奥なり且つ事々觸るれば直ちに之を識別するの聰敏なるが如きは最も其の長する所なり彼れの思慮の他の政治學に於て常に免かれざる所の曖昧的通弊を含むとなきのみならず其の思慮の

極めて實際的に亘らざるのなし而して吾人に向て常に一般の通則を教ふるのみならず併せて格段なる場合に於ける事件をも解釋するに其の通則を適用する所以の方法を教ふる者なり此の事よ就ては彼れの思慮の屢々吾人をしてマチャギー氏の著述に係るデスコースを想起せしむ

抑もハラム氏の文体の嚴肅に失するの憾なきにわらず曾てデボン氏が脩を造りて世上に流行せしめたる夫の不愉快なる癖は多少其の論文中に散見する所なり而して其の癖とい蓋し其の主意を寓意隱語よ托して之を明言せざるの點を指すものなり雖然ハラム氏の此の癖を帶ぶる尙は辭ありデボン氏が批難の責を免かれざるの比にわらずハラム氏の著述の素より英國普通の歴史に通曉し兼て多少の隱語等は之れを解するに苦まざる人々の閱覽を要したる者なり概するに其の

体裁の事實を顯のすに於て價值ある者なり其の用ふる所の言辭往々誤る所なきまわらざるも尙は自づから重んず可き者あり況や行文の間だ十分其の意義を明瞭ならしむるに於てをや其の言辭の能辯なる敢て浮華に馳せず又た感情の度を破らず極めて高尙嚴肅沈着の体を備ふるが如きは夫の有名なる英國のソーマース若くは佛國のデアグエシウ等の如き大法官に依て宣告せられたる裁定或は堂々たる詔勅法令等に比するも愧る所あかる可きなり

以上の點に就て論ずればハラム氏の文体の恰も其の資質と符合する者の如し氏の著作の極めて事實判斷の体を具へて法官の位地を占め絶へて代言辯護の席を占めざるなり試みに法廷の制式を執て之を評すれば氏の虚心平意靜かよ原被代言の辯論を聽了し敢て聊か華麗誇大の言を用ゆることなく沈着と公平を以て之を裁斷し且つ代言等が

互に衝突錯誤若くは虚偽を以て陳辯せし所の者を論破し彼等をして
 黙々唇を嚙んで復た争ふべからざらしむるの概ありと云ふ可し吾人
 は此の憲法史を以て從來歴觀せし群書中に於て最も公平なる者なり
 と明言するに猶豫せざるべきなり而して今此の憲法史を批評するに
 先て以上揚げ來りたるが如き公平沈着の證跡あるを深く心に保信服
 膺するは是れ吾人の責任あるを知る何とあれは歴評の間だ吾人が同
 意を表する能はざる所に至らば飽まで之を攻究論難するの至當なる
 を信ずれいななり

ハラム氏に一種固有の特性あり此の特性や以て氏が著論の聲價を高
 むるに足る者あり然れども吾人竊かに恐る世に具眼の士少く却て之
 を以て氏が著論の累を爲す者あるに至らんとを蓋し氏の他の歴史家
 者流と其の類を殊にし絶へて人物崇拜の念を抱く者にあらず觀よ夫

の政黨なる者の各々其の黨勢を張らんと欲し或は内部の理論的を以
 て人を誘ひ或は外面の氣勢を飾りて人を要するの流派あり故に少く
 智識ありて其の黨の主義を賛成せんと欲するの徒に向ては之れに説
 くに單純なる教理を以てし凡庸事理を解せざるの輩に對すれば奇怪
 不可思議なる小説的を放つて其の心を奪ふものあり又た夫の邪教徒
 が世人の迷信を深からしむるの手段を籍て以て無數の愚人をして其
 の黨の主義に狂信せしむる者あり而して其黨には祭壇あり古代の遺
 物あり自黨の爲めに斃れ若しくは其の黨の爲めに力を盡したる人々
 の墳墓を吊ふの巡禮的あり神聖として尊崇措かざるの古の英雄の偶
 像を備へ時々祭儀を行ひ神怪不可思議的の演説を催ふすの習慣あり
 又た王權黨の教義に於ても此れと同一なる方法ありて商賈信仰等に
 向て種々の制限を立る所の至大且つ壯快なる主義を有し其の主義賛

成者の巨擘なりとしてピット氏の名稱を會堂に蒙らしめ此の會堂に集る所の貴族紳士大に其の主義を贊助せり然れどもピット氏を以て彼等の奉ずる王權主義の巨擘と做すの尙ほベックエット氏を以て耶蘇經典の精神と爲すが如し
又た反對黨の曾てハンプデン氏が碧血を戦場の青草に灑ぎシドニー氏が屍を斷頭場の寒月に曝らしたるの遺烈を敬慕する所の過激者流の多くは是れ無學無識の輩にして試みよ此の輩は向て造船用金と保釋條例の區別如何を問ふあらば恐く之れが答辯に苦まざる者なかる可きなり左れば此の輩の無識なる只管英雄傑士の遺跡に眩惑して其の曾て英雄が執りし所の主義の下に狂奔する尙ほ怒する所あるべし然れども其の宗旨即ち主義の未だ外部に顯れざる所の深奥なる意義をも十分理解するに足るの智識を有するの士人にして世間滔々

の謬信に抗して能く逆流横溢の間に屹立する者の絶へて寡なきは吾人の慨嘆措く能はざる所なり此の輩應さに放言すべし曰く逆流遽かに制す可らず且らく多數無智輩の僻説に従ふの假裝を爲す者なりと此の言や自ら欺き人を欺くの遁辭に過ぎずして到底逆流狂奔の下風を拜するの徒たるを免れざるなり夫の有名なるソクラテス氏が其の子弟をして政府の信する所の神を信仰せしめ又た自ら死に臨んで雄鳥を魔神と捧げしめたるが如きは豈に唯だ時の風潮に背馳せざるの利を知て枉げて此の痴態を爲せし者と云ふを得べき乎其の他能く事理を辨知するの徒にして政治上の偶像に對し熱心なる尊崇を表する者決して僅少ならざるを見る可し是れ蓋し人間自然の情性にして又た免かる可らざる者なり抑も人間自然に固有する所の連感の情なる者の容易に抑制し得べき者にあらずして殊に元氣の衰耗せし時に一

層其の感情を強からしむる者あり元氣漸く回復するよ及んで始めて感情の度を和らげ得べしと雖ども全く其の感情を制止するに到底其の能く爲し得べき所にあらず然るにハラム氏が筆を執て理を斷じ事を論ずるに方てや毫も是れ等の感情に支配せらるゝの憂なきは實よ吾人が氏の克己心よ富むの厚きよ感嘆措かざる所なり然れども眞理よ依らずして政治上に妄想を抱くの徒若くは其の本心に於ては敢て一點の私あきも其主張する所の者の歸納推理の法に従て按出したるよあらずして唯だ滿胸汎濫の情熱より湧出したるの説を喜ぶの輩の却てハラム氏が克己心よ深きを嫌忌せずんばあらざるなり此の輩の常よ極端よ奔るの説を喜ぶ者にして自由を唱ふるよ方ては併せて財産共同の主義を主張し保守を唱ふれば必らず壓抑主義を主張するよ至るは蓋し其の通癖なり其の極や惡むべきの叛逆人を欣慕し或は厭

ふ可きの壓制者を賞讃し靜肅公平を除くの外の如何なる事物も彼等の非難を免れざるの奇觀を顯しせり加之彼等其の同感者よ對して表はすが如く反對者の乱暴に向ても同情の感を表はすの傾向あり例へば我れ今ま王權黨なり彼れ亦た王權黨にして此の極端の事を爲す眞に賞すべし或は吾れ嚮きに急激黨なり彼れ今ま此の急激の事を爲す其の勇愛す可しと元來此の輩の無智無識なる夫の一定の主義を執て敢て自己の情熱若くは黨派心等よ制せられず確然嚴肅なる筆法を以て人物の如何を論斷する所の記者其人の心事の如きよ至ては毫も之れを識るの明なき也若しハラム氏をして如此嚴正なる筆鋒を以て交々兩黨に就て其の是非の點を擧げずして全く一方に與みして其の黨を賞讃し他よ向ては是どなく非どなく痛駁論難を加ふるの舉に出でしめば我英國人はし

て氏の著述を愛する者の多き決して今日に止まらざる可きあり然れども斯かる偏頗の行爲は吾人の最も惡む所にして此れ等の記者を得んと欲せば世間其の人に乏しからず若し夫れ毀譽褒貶の權衡を嚴正に保持したるの著作に至ては吾人のハラム氏の此の著を去て他に復た此の類の好著あるを知らざるなり

凡そ我英國年代史中宗教改革に關する歴史の如く各黨派の記者の手に依て其の事實を紛亂せられたる者のあらざるなり此の紛亂錯雜の間に立て能く其の眞理と事實の指南を吾人は與へたる者の獨りハラム氏其の人ある耳吾人の氏が各黨互に論争辯難して益々迷路に陥りたるの點を摘示して大に警省を與へたるの論斷其の論斷の極めて公平正當なるを讚嘆せざらんと欲するも得べからざるなり
近代の學者等の英皇エリザベスが羅馬教徒を虐制せしを辯護して云

く英皇がバビスト教并にピウリタン徒に抑制を加へしに決して其の異教なるの故を以て然るにあらず政策上不得止の必要に迫まられて茲に出でたるなりと而してハラム氏の當時の狀勢事情に就て正確卓抜なる論辯を試みたるにあり然るに學者輩の尙は偏倚の私見を脱する能はずして囂々起て氏の論斷に非難を加へたり今や學者輩が飽まて英皇の改革按を庇護するの論據となす所の者を察するも蓋し左の如し英皇の王冠の既に羅馬法王の廢する所となれり其の王位の既に他人の手に墜ちたり其の臣民の既に激昂して背叛せり英皇の性命の他の恐嚇を免かれざりき羅馬教徒の本心を以て叛逆に與みしたり事能如此殆んど禍亂鼎沸天日將さに地に墜ちんとするの秋も方り英皇豈に之れを制するの斷行なくして可ならんや是れ則ち英皇が當時嚴重なる刑律を發して是れ等の叛徒を制服するの手段を執りたる所以

なり決して羅馬教徒たるの故を以て此の所置を爲したるにあらざる
 ありと
 今や吾人の讀者をして前段の辯護の果して能く其の事實に適するの
 價值あるや否やを知了せしめんが爲めに此の嚴烈なる刑律を施行し
 たるの事實に就て可及的精密なる論究を試みんと欲す
 初めエリザベスが位に登り羅馬教徒の尙ほ未だ幾微も政府に對して
 反對の聲色を顯はさるるに政府の俄かに羅馬教の儀式を廢止すべき
 の法令を發し若し之れに戻る者あらば初犯に課するに沒收の刑を以
 てし再犯は一ケ年の禁獄三犯は終身禁獄の刑を課すべきを以てせり
 其の後千五百六十二年に至り又た一法を發せり曰く凡そ大學の卒業
 生、高位の僧侶、法律士及び官吏たる者の更らに英皇を以て國教の貫主
 と仰ぐの宣誓を爲すべし若し之れを拒む者あらば沒收或は禁獄の刑

に處すべし蓋し其の刑期は唯だ王の隨意のみと而して此の刑に處せ
 られたる者三ヶ月を歴て再び宣誓を爲すべきを命せられ尙ほ前意を
 執て従はずんば忽ち大逆の罪を以て刑せらるゝ者なりとす抑も法律
 なる者の假令苛嚴に失する者ありと雖其の効力單に將來に止まるも
 のたらしむれば尙ほ慈仁の意ある者と云ふ可し今此の法律は實に既
 往に溯る者なり又た實に一個人のみに止まらずして大團衆に對して
 其の既往を罰するの法律あり吾人の敢て此の種の法律は如何なる事
 情あるも必ず不正不當なりとの明言せざる可し然れども是れ等の法
 律を目して不正不當なりとなすの假定の最も有力なる假定なるを信
 ずるなり吾人の我英國の歴史并に各國の歴史を通觀するに未だ曾て
 斯る法律の必用なる場合ありしを發見する能はざるなり不知當時英
 皇の何等の必要ありて此の不正なる酷法を發せしむ羅馬教徒の間だ

にの政府に向て不平を抱くの輩なきにあらざりしならん是れ必竟政府が該教の儀式を禁止するの法令其の不平を買ひたるのみ且夫れ羅馬教徒が政府に向て抱く所の不平は何等の事情より起りしかを知らんと欲せば先づ該教徒等の行爲に由らずして彼れ等の位地を就て考究せざるべからず而して彼等が行ひたる暴悪よりも先づ彼等が蒙むりたる惨害を講求せざる可らざるなり彼れ教徒中或の竊に政府を誹議する者もありしならん又た竊に政府の命脈を卜するの徒も寡からざりしならん流言猜疑を以て政府の累を爲すの輩も多かりしならん是等瑣事の爲めに大團聚に向て夫の苛酷不正なる刑律を施行するに至ては政府の口實と爲す所の者亦た咄々怪事と云ふ可きのみ是れり先き羅馬法王のエリザベスを廢するの令を頒布せり此の一令の即ちエリザベスをして第三回の嚴法を出さしめたりき其の法律の

意の羅馬教徒としてプロテスタント教徒を誘ふて羅馬教を改宗せしむる者あらば兩教徒均しく大逆の罪を以て死刑に處す可しとの意なり吾人以爲く此の法律こそ即ち未來を制する者にして偶々以て學者輩がエリザベスを回護するの事實に適用するに足る者あるを知るなり吾人は當時の事實を叙述して之れが是非を我英國人民の公平なる判斷に訴ゆるを以て満足せんと欲するあり然るに近時此の事實的に就ては甲論乙駁紛難攻撃其の底止する所を知らざらんとす於此乎吾人をして復た起て聊か一論を加へしむるの止を得ざるの感を起さしめたり

今學者輩がエリザベスを辯護せんと欲する所の論證は却て其の皇妹にして夙に羅馬教を奉信するマリーを辯護するの材料と爲すに於て

大に力あるものと云ふ可し羅馬教徒のエリザベスを廢しレヂー、ジャンをして之れに代らしめんと欲して敢て之れを干才に訴へざりしなり然るにマリー女王が未だ新教徒に對して害意を顯はさざるに該教徒等はレヂー、ジャンを擁立してマリーを廢せんとするの匪謀を企てたりき此の匪謀とヤットの一擡のマリーの爲めに或は以て新教徒を燔殺するの辯護口實となすに足る者あらん乎尙ほエリザベスが曾て羅馬教徒の陰謀に對して其の教徒等を虐殺したるの口實に匹敵するを得べし

然れども斯る辯護口實は俱に事實に於て寸毫も價值ある者にあらざるあり若し如此の口實辯護をして世間に價值を保たしめば開闢以來一も宗教虐待の醜名を蒙むる者あらざるべし何とあれば凡そ古より異教徒に向て加ふる所の惨害の其の教理の將來に向て害を爲すなら

んどの推測より出でたるにあらざるは勿る可し若し反對論者等の説に従はば吾人の應さに以下の如く放言するを得べし曰くレヂー、ジャンは決して基督教徒を惨害せしにあらす唯其の羅馬を燒滅し及び陰謀を逞みせんと欲するの徒を罰せしなり又たジウゼッポの殿堂に於て禮拜を修めざるを罰したるにあらすして其の禮式を修めざるは他日罪を犯すの證據となすに足るものあればなり又たバルシロミエの殺戮は異教徒を根絶せしむるの爲めになせしにあらすして反對の政黨を撲滅せんと欲するの主意に出でたるあり何となれば實に夫の新教徒行爲のアルホエスの隱謀よりモンコントルの戦争に至る迄當時佛國政府に煩累を與へたるを羅馬教徒の英國政府に困難を與へたる比にあらざる也と蓋し佛國が異教徒を虐遇せし事實を英國の惨虐あるに較ぶれば稍々政事上の必要より茲に出でたるなりとの口實を説く

るに難からざるべし然れども是れ等の辯護口實に決して事の實際に於て眞理を爲すに足らざる也
 請ふ試みは事實の眞理を分解せん假令ば彼れ此の罪あり故に罰すべし或は彼れ必ず此の罪を犯したるは相違なし(不當にもせよ)故に刑すべしとは是の所置は決して悪意の虐遇となす可らず若し夫れ彼れ如此の宗教を奉せり謂ふは他日必らず犯罪の所爲あるべし又た彼れは俱は其の宗教を奉ずるの徒は又た必らず將來の犯罪者たる可しとの推測を以て此の徒を罰す之れを悪意の虐遇と云ふ可し此の類の虐遇は何如なる場合に用ゆるも極めて笑ふべく又た悪む可きの所置ありと云ふは其の論はバルラーとドビンソンの二人を死刑に處したるの虐遇と稱するを免かるを得べし又た謀叛の教唆者に對して施したるの法

律の縦令嚴酷に失するも之を以て政府の虐遇なりと云ふ可らず然れども彼れは異宗の君主を弑するの權理あるものと信するは相違なし其の之を信するが故に必ず君主を弑するは相違なしとの推論を以て恰も其人の既に其の君主を弑したると同一なるの罪を以て之れに處するが如きは則ち之を眞個の虐遇と稱すべきのみ
 若し人間をして終始一定の論據に従て其の行爲を顯し又た自己に屬するの義務なりと信する者の必ず之を行ふ可き者ならしめば前段の推測的の刑罰を以て之れに處するも不可なかるべし然れども人間の實際其の冒頭に於て同意したりし事も結論は於て反對に奔るの奇觀ある者にして且つ自ら其の心裏に於て正當なりと信したる標準を其の行爲に顯はさざる者實際少からず故に輿論に反抗するの刑罰の唯論理法あるにも拘らず此の論理法に於ても尙ほ二個の著大なる矛盾

を見出さざるを得ざるなり夫のカロピン派はレプロベーション派の教理に随ふ者なりとは能く識者の認知する所なり而してアンチノミヤン宗のレプロベーション派の教理に基く者よして該派の暴横猛悪なるの全くアンチノミヤン宗の結果ありとは能く人々の知了する所なり吾人以爲く此の推理的の連鎖は恰もバビスト教徒の必らず英皇に反するの逆徒なりと推測し得るが如く完全なる連鎖ならん然れどもカルピン派にして蔓延其の勢を長ずるあらば必然マツトヒヤス及びニッパードーリシタ等が行ひたる兇暴を逞ふするならんとの推測を以てカルピン黨を絞殺するとあらば豈は慘酷なる所置と云はざるを得んや試よ看よレプロベーション派を信せざるの人にしてカロピン宗を奉ずる者ありアンチノミヤン宗を信せずしてレプロベーション派を信ずる者なり又アンチノミヤン宗を奉ずるの徒にして必らず

しも不良の民ならざる者あるの世人が實際に視る所の者にあらざる之を要するに人間なる者は必しも言行一貫の活物にあらざる者あれば其の信ずる所の宗教を以て其の行爲の良否を推論す可からざるなり
吾人は羅馬教に歸依する所の英國民は必しもエリザベスを廢し又た之を弑するを以て正當なりと考ふる者ありとは信ずる能はざるあり勿論從來の宗教を棄て新たに羅馬教に入りたる者は羅馬法王の權力を是認し又た法王が會て女王に反對するの勅令を發したるを是認したるには相違なかるべきなり然れども人間一旦心に許したる其の申し出し(法王の勅令を指す)を避けんと欲するときは其の心中に於て如何にか奇妙なる遁路を案出する者なり夫のシヤンセニスト派が教理の事に關して法王を信奉するに熱心なると同時に法王が邪教なりと

公然排斥せし所の他の宗教を信するに憚らざるを見て尙ほ人間の性（性）のモンモンシステント（兩）立せざるの意義なるを知る可し然れども英國に在る羅馬教徒をしてモリザベスの正しく誅せらる可き者なりと信する者ありと假定せよ古人云へるあり多數の負ふ所の義務の一人之を荷ふに勇ならずと況や王を弑するが如き大逆を敢てするに至て誰れか身を抛て法王の命する所の義務を一身に盡す者あらんや

今ま我英國中一萬有餘の僧侶あらん此の僧徒中一人あり其の奉ずる所の教旨を草味野蠻の地に布張せんと欲し單身深く不毛に入り終よ其の身を喪ふの不幸は罹るとありとせんよ一萬餘の僧侶は彼れが丹心以て布教の熱心なりしを贊嘆措かざるべし然れども此の輩は能く前者の壯圖を繼いで此の遠征を企つるの義氣あるや否に至て一萬有

餘の僧侶中果して能く十人あるを保する能はざる也然らば即ち人間良心の刺撃は善事を爲すに怯にして悪事（女皇を弑するの事）を云ふを爲すに勇なるものと云ふを得べき乎勿論英國北部地方の僧侶中には單純なる理論に熱中し羅馬法王は他の君主を廢立するの特權あるを是認するの徒も蓋し之れあらん然れども身を絞首臺に横ゆるの覺悟を以て敢て此の大逆を企つるの僧侶は當時決して一人も之れあるを信する能はざるなり

抑も英皇がカゾリック教に加へたるの暴虐は不十分ながらも尙ほ之れが口實を設け得べしと雖どもピウリタン教に對して與へたる所の暴虐は之を辯護するに不十分ある口實すら得べからざるあり夫のカゾリック教は英政府に取りて多少憚かる所の虞なきにあらざれどもピウリタン教の如き全く之れに反し毫も政府に於て掛念す可き

の禍心あるにわらず然るは政府はビウリタン教を遇するはカゾリツク教を遇するど一様なる苛虐を以てせり實際。ビウリタン教徒が抱きたる所の禍心即ち政府は反抗するの念は全く政府の暴壓よりて挑發せられたる者にして最初より政府に反抗するの野心を有せざりしは明白なる事實にして今更ら吾人の喋々を要するまでもなきことなり如何ある詭辯を選ぶするも政府が當時異教を暴壓せしの耻辱汚點は決して拭ひ去り又た彌縫し得べき者にわらず然るに英國教會の主義なる者は敢て異教の存立を容るさいるとの主義に傾きたる者にわらずして他の教旨も尙は能く衆生を濟度し得べきことを認識する者なり如此英國教會の寛容なる事情の偶々以て教會の名を藉て異教徒を傷害せし所の罪惡と汚辱を太めたるは過ぎざる耳往昔ドミニック、デ、モンブールト等が異教者を排撃せしは區々たる宗教の異同より之れが

殺戮暴戾を加へたるにわらず必竟異教傳播して爲る衆生の魂魄を腐敗せしむるを恐れて其の之を防遏せんと欲するの念慮より起りたるは外ならざる也今や英政府が羅馬教徒及びビウリタン教徒は對したる關係の大に此と其の主意を殊にせり若し英國教會の助力者を以て宗教上の暴制なりとの論を排駁するの論者にして唯た單に其の助力者の宗教上の思念(宗教上の思念とい自己の信する宗旨を以て衆生を濟度せんとするの思念を云ふ)に由りて刺撃せられたるにわらずとの意にて之を論すれば吾人は此の論者に十分なる同意を表せんと欲するなりエリザベスが發布したる刑法及びスコットランドに於てエビスコパール即ち英國々教を強て行はしめんと企てたるチャレス二世の惡む可き手段は夫の宗教上の思念より起りたるが如き高尙なる者にてはわらざるなりエリザベスが刑法を發しチャレスが國教を強布せ

んと企たるの原因は英國の宗教改革を惹き起したる所の事情を探究せば明白なる可く而して其の事情に就ての結果は永く英國人民の感覺中に存在して今日に至ても尙ほ論出せらるゝ所のもの也
 日耳曼、佛蘭西、スウェヱツ、ランド、及び蘇蘭等に於て羅馬法王の權力に抗抵して興りし所の争は眞成なる宗教上の争と云ふ可き也勿論此の諸國の宗教改革も矢張り無主義者流の贊助を得て以て其の目的を達したるには相違なく今ま此の無主義の輩が宗教改革の事に贊助を致せし理由を討ぬれば其の國の監督教會に身を委ねて之を奉ずれば如何なる危難を蒙むるやも測られずと思慮し又其の教會の制限の嚴なるに苦み之を脱せんと企望したるに過ぎざるのみ尙ほ其の他に至ては其教會を滅して其の財物を掠奪せんと欲する者亦た寡からざるあり然れども宗教改革黨が斷然此の教會に分離して反對を試むるに至

りしに敢て此の烏合無主義の輩の力に頼りて然りしにあらざ然るも此の輩は眞成なる宗教改革家の厚待を得て謂はれもなき下等なる約束を受け得たり譬へば此の事を成就せば報ゆるに何々を以すべしとの類如此厚遇を得て大に其の勢力并に階級を高めたりとは云へ此の輩は素より宗教改革の主領者とは云ふ可き者にはあらざるなり此の輩とは全く其の性質を殊にしたるの人即ち誠實、公平、熱心、勇氣を以て自己の弱點及び其の過失を償ひ或は弊習ある改革者又は紛争を好む所の神官等を最も高尚なる耶穌教徒と結合せしめたる人々之を宗教改革の主領と云ふ可きなれ此の人々は宗教改革熱心の餘或は乱暴の行爲もありたらん又た論辯上に於ては極めて拙劣なる點もありしならん又た時に或は反對黨に對しては暴壓を加へざるがら自黨の過失は不問に付するが如き不公平の所業も之れなきよあらざる可し然れど

も彼等は決して臆病、虚偽、貪亂、私慾等の念は其の胸界に挟まざるあり蓋し彼等の一大目的の偶像信仰の風を排除して眞神拜崇の習を振起するにあり縦ひ權勢あるの徒に對しては一時姑息の風を爲し其の助力を得て自己信奉の宗旨に利益を與へんと欲するの非舉あるもせよ酷薄なる君主及び我れに抗するの敵黨は向ては毫も逡巡畏懼する所なきなり又た縦ひ我教旨の爲めは他人の性命を奪ふを憚らざるも之れが爲めは自己の性命を喪ふも亦た顧りみざるなり如此の性質を備ふる者こそ歐洲大陸に於て宗教分派の發起者となり又たスコットランドに於て其の主唱者となりしかれサクソニーの撰舉候トマス伯コンデ侯ナハレー王及びモーレー、モルトン等の新教の説を抱持せしともありたらん又た其の説を抱持するの風を爲せしともありしならん然れども宗教改革の性質を表章せしは全くルーサー、カルビン

ノイクス等の諸氏之を主唱せしに基するものなり英國に於て宗教改革に關しては烏合無頼の徒多くして誠實公平なる人物を出さざりき去りて誠實なる信仰者、博識家又は起業熱心の徒絶へて之れなきにあらざらん然れ共此人々は皆な影武者の地位に居りて其の表面に立つとを得ざりしあり他國に在りては斯る人物は衆人の推戴を得て其の主領たるを得べき筈なるに英國に於ては第二の地に居らざるを得ず他國に於ては名利に汲々するの輩は宗教熱心家の器械たるに過ぎざるも英國に於ては翻て宗教熱心家が他の名利是れ計るの輩の手足となりて其の便を助くるの奇觀たるを免れず而して英國は壓制の分子を以て其の形体を形成したる國王ヘンリー八世無狀なる宰相貪亂なる貴族政治及び國王の命是れ從ふが如き卑屈なる議院等の如き者こそ實に羅馬教の羈絆を脱出するの機械となりたる

者なれ羅馬教を脱出するの事業の實に其の妻を殺したるの云々其事
始めて之れに着手し其の弟を殺したるのサムレスト公其の業を繼ぎ
而して蘇格蘭の女王マリーを逆殺したるのエリザベスに至りて至る
其の改革の業を成就したるなり夫れ英國の宗教改革の自己の利慾を
逞強せんと欲するの徒によりて起りたる者にして他國に於ける宗教
改革の如き勇悍廉潔なる宗教の熱心、大膽なる演説、公平なる眼力等の
如き雄大なる壯觀を顯はす者あらざるなり左ればとて強ち是れ等の
人を乏しきにあらず唯た極めて下等社會の群を在りて其の頭角を
顯はすに至らざる耳此の宗教改革に際し重要なる方面に當り宗教改
革を以て政治上の事業と見做さず能く純粹なる宗教改革に熱心を表
はしたる者の恐らくは夫の有名なるリドウィグ氏を除て他に其の人あ
らざるべし然るにリドウィグ氏の如き者すら尙は最高の位地に立

て十分なる運動を試むると能はざりしは國勢と事情の然らしむる所
とは云へ是非もなき次第と云ふ可し當時政治家及び高僧の中に稍々
自己の名利心より寧ろ公共の利害を計りたるの人にして宗教改革の
事に一層の力を與へたる所の人あり即ち唯た其人一人あり其人の性
質如何は後世劇烈なる議論の一問題となりたるも亦た怪むに足らず
今や吾人の敢て其の人を指名せざるも讀者は業に既に其の胸中に
ランマール氏を想起し來るならん
ハラム氏の例の穩和にして嚴肅なる筆を以てクランマールを論せり曰
く吾人若し公平なる權衡を執て此の高僧の性質を料らば彼れは彼れ
の反對者が云々するが如き卑劣なる地位より遙か又遠ざかりたる所
あるべし左りて格外なる尊敬を受くる程の人物にていあらざるべ
しと今吾人の試みハラム氏の意見を布衍し以て聊か評論を下さんと

欲す夫れクランマーを以て一個の政事家となして之を論ずるときは
 彼れを決してウォーセー、カーヂナー若くハソーマーセット諸輩の如
 き梟雄にてはあらざるなり然れども聖人を以て彼を看る者あらば誰
 れか又た其の誣妄を笑ひざる者あらん若し彼を尊信するの徒にして
 其の名を記慮するの注意なからしめば彼れの名の直ちに凡庸群俗の
 間と埋没して會て顯ゆるハに至らざるべきのみ若し夫れ彼を稱して
 其の身を宗教の犠牲と供したる者なりとする者あるに至てハ大ニ之
 れが論究を爲さざるを得ざるなり
 當時英國朝廷の記録特ニ汚穢なる記録を一見せば以てクランマーが
 名を後世と留むるに至りたるの原因を知るハ足る者あらん而して其
 の原因を尋ぬるに實ニ醜辱を極めたる者にして此の無耻無操の妖
 僧を執て聖賢傳の中に加ふんとするが如きの幾んど思ひ寄らざる事

共なり初め彼れがヘンリー八世の寵を得るに至りたるは全くヘンリ
 ーが其の妻を離別せんと欲するの事と與かりて周旋大ニ力ありたる
 事と基せり彼れ始めハヘンリーとアーン、ポレインとの結婚を從憑せし
 むも拘らず瑣々たる口實を設けて其の婚を妨げ其後又た一層理由な
 き口實を造りてヘンリーがクレエプスのアーンと結びたる婚事を破
 約せり其他彼れの不信なるの甚しき初めクロンウエルが勢力を有す
 るの時と方りてハ只管クロンウエルと媚從して其の愛を固ふする事
 汲々たりしが一朝クロンウエルの寵其の身を離るハ及んでハ忽ち
 クロンウエルを殺すの議に同意せり而して又た彼れがヘンリーに從
 ふや阿諛諂佞一意唯だ其意を迎合するを是れ勉めヘンリー在世の時
 に於てトランサプスタンチャーシヨンの教義に反抗するの徒を燔殺
 したりしにヘンリー死するの後始めて其の教義の謬妄なるを悟り又

た更らに從來彼れと共に其の教義を奉信せし徒を燔殺せりエドワード六世の彼れが此の如く惨忍無狀なる所業を爲すを厭ひ屢々彼れに忠告せしとありたれども如何せん彼れはエドワードの師傅にして自然其權勢の強大なると白髮の鬆然たる威望を以てエドワードの誠懇なる忠告を壓するに足りしこそ是非なけれ

元來異教排撃の偏頗心は最も惡む可く又た最も賤むべき者なり然るに克蘭マーは自己の奉ずる宗教上の旨義すら尙ほ動搖定らざるに乱りに異教者を慘害せしが如きの彼れ到底猛惡慘忍の汚名を辭する能はざるべきなり而して彼れの實に政事上の義務を誤りしのみならず併せて宗教上の義務を誤りたる者なり彼れ始めはソーマーセットの爪牙となりて其の暴を助けしにソーマーセットの勢力稍々衰ふるに及んで翻然去てノーサンバルランドの手足となりて其の慾を助

くるが如く曾て節操の何者たるを知らざるなり嚮きにソーマーセットの其の弟を殺さんとするや克蘭マー之れが助手となり慘忍血を洒ぐが如きの寺院の法則堅く之れを禁遏するあるにも拘らず一回の吟味をも爲すことなく直ちに其の宣告文に調印せり其後ノーサンバルランドの勢力日に長してソーマーセットを傾くるに方り克蘭マーの大膽にも英國帝位相續の順序を一變せんと欲するの禍心を抱てノーサンバルランドを助け俱にソーマーセットを倒はしたり此の事に就き克蘭マーを賛する者は爲めに説を爲して曰く克蘭マーの此の舉の全く彼れの本心に出でたるにあらずエドワード六世の懇囑之れに背くに忍びずして狂げて此の舉に出でたるなりと此の辯解や益々以て克蘭マーの鄙陋を表はす者なり夫れ克蘭マーの齡既に耳順能く事理を辨識するの高僧にあらずや如何に其の徒弟エドワード

六世を指すの懇囑なればとて其の將さに死んとするの病辱に侍し至誠諄々以て之れを諫むれば豈に匡救の道あしとせんや嚮きにクランマーが異教者を慘害するに方りエドワードは大に之を憂へ屢々クランマーに忠告を加えしに彼れの剛復と熱心とは遂に之れを納れざりき今ま何ぞ其の熱心を以て將さに死に垂んとするのエドワード六世の非理の懇請を拒まざる若し當時クランマーをして先きの忠告を拒むの熱心其の熱心の一半を顯はして後の請求を拒ましめば爾後彼れの如く英國をして無限の慘狀に陥らしむるとなきの機を助けたりしならん其の彼れがノーサンバルランドを助けたるの如何なる意思より出たるにもせよ夫の價值なきダッドレーの共謀者たるの實は彼れに於て蔽ふ可らざる所なり夫の温良にして幼冲なるレデーヂヤンの手を執て強て之れを帝位に登らしめ而してクランマーの其の曾てエ

ドワードを強誘して異教暴壓を行ひしめたるが如く亦た此のヂヤンをして抑壓の方向に傾かしめたり古來我英國の年代史中殆んど如此の非理不正の事實あるを知らざるなり夫れ國君廢立の事は關し當時帝統世襲の權理より之れを視るも我英國の帝位はマリーに歸せざるを得ず議院議決の點に就て之を見るも亦たマリーを以て帝位に置かざるを得ざるなり若し夫れプロテスタント教の利害上より一時帝位相續の大法を枉ぐるものとせばエリザベスを以て帝座に進むることを至當として且つプロテスタント教の利たるを失ひざるなり若し又た諸外國との關係上より考察するもヂヤンを以て王位に進むるよりのエリザベスを以て位に即かしむることを一層其の道理を知る可きなれ而して茲に一大疑問ありヂヤンの王位を求むるの口實とスコットランドの女后即ちマリーが之を望むの口實とを其の就れか正理

よ近かる可き乎若しノーサンバルランドの計畫即ちデヤンをして王位を踐ましむるの策よして當時其の未だ熟せざるを失敗せざらしめば英國の到底スコットランド及び佛國に對するの戦亂を免るゝ能わざりしならん抑もエリザベスはスコットランドの女后より尙ほ正當なる踐祚の權理を有せしを争ふべからざるの事實たり其後プロテスタント教徒がマリーの虐制を蒙りたる所以の者の實に克蘭マー及びヒンチンバルランド等が不正なる匪謀を爲したるの事實に起因する者なり

然るに其の匪謀の敗れ羅馬教翻て勝を得るに及んで克蘭マーの忽ち又た其の宗旨を變じて羅馬教を奉するの誓を爲したりき如此節操なきの所業を以てするも英國人民の大半は尙ほ克蘭マーが一時不注意の過失にして其一生中唯だ一個の汚點なりとして深く之を咎め

ざるなり然れども主義一定せざるの元來克蘭マーの通癖にして彼れが平生の所業を驗すれば皆な此の無主義無節たらざる者なかる可きなり今若し此の變宗の目的即ち性命を全ふするを得せしめば決して此の一回の變宗に止まらざりしならん吾人敢て彼れが卑怯にも燔殺せらるゝを懼れて變宗したるを痛論せんと欲する者にあらず然れども人其の自己の燔殺せらるゝを疾むの情あらしめば相憐の情又た他人を燔殺するが如きの兇虐を行はざるべきなり己れ能く其の慘苦に耐ゆる能はざるはとあらば他人に向ても其の苦を移すことなく謂ひ自己の耐へ得る丈の苦を以て他に施す者ならしめば其の施虐者の尙ほ幾分か恕す可き所なきにあらず然るに人あり自己の宗教を保護するが爲めに他人の性命を奪ふを憚らざるも之れが爲めに自己の小指を斫るに忍ぶ能はざる者あらば其の人の慈仁心の分量如何

の辯を俟ずして知る可きのみ

論者あり克蘭マーの死を評して曰く彼れの死は宗教の爲め其の身を殺したる者にして以て彼れが幾多の罪過を購ふに足る者ありと斯る暴論の此の問題は成り立たんとい實は案外の事と云ふ可し其の所謂宗教の爲め死するとい人其の信奉する所の主義を變ずるより寧ろ身を殺すを願ひみざる者なりとせば克蘭マーの死は夫のドクトル、ドッドが其の身を殺したるより更なる大なる價值あるを見ざるなり蓋し克蘭マーの其の主義の爲め死したるはあらずして死せざるを得ざるの場合に於て死したる耳當時マリー女皇の縱令克蘭マーが羅馬教に順ふも又たプロテスタントを奉ずるも到底彼れを燔殺するの決心を和らぐること勿るべき也彼れが死は臨んで豪膽なる壯語を發せし別段賞嘆すべき程の事にあらず何人よりも前後逃る

可らざるの場合に臨み即ち此の地球上に於て希望と畏懼の念を絶たしめ如何なる大膽なる言辭をも發し得べき者なり若し當時マリーをして彼れの死を赦さしめば彼れの必ず善良なる羅馬教徒の如く該教の儀式に順て其の身を處し而してエリザベスがマリーに代て位に即ぐも及んで又た忽ちプロテスタントを奉じ彼れが先きは能く其燔殺を甘んじたるの氣魄は一層の勇を加へて更なる羅馬教徒を燔殺するの權力を購ひたるに相違なかる可きなり

夫れ然り而れども吾人敢て克蘭マーを以て兇惡狼戾の怪物と見做して論せんと欲する者にあらず彼れの必しも好んで兇暴なる所業を爲し又た好んで反逆を企る如き者にあらず一言以て彼れが性行を評すれば彼れは唯た屹立特行の氣力に乏しく世運の變遷定りなきの時に際し卑劣にも自己の利害に隨て其の身を處するに汲々たるの一小

人たるに過ぎざる耳世或は彼れが能く反對者を容るゝの跡あるを見
て直ちに彼れの大に尙ふ可きの徳義心ある者なりと論下する者あり
而れども時よ其の反對者を容るゝが如きハ則ち時事の變移ハ際し一
身の利害是れ計るを以て其の主義となす小人俗士の常態あり而して
曾て深く怨讎の念あるよあらず復た恩義を感ずるの心あるにもあ
らず目前の利害の爲めにハ從來の怨恩を一抛して顧りみざる者なり其
の目的とする所の者の單よ自護自利の一點のみ而して之れが爲めに
ハ其の曾て自己を扶助せし者を去て其の曾て我れを害せし所の者を
助くるを吝まざる者なり吾人の今ま怨を忘れて能く人を容るゝの寛
大なる人物を賞賛するに方りてハ先づ其の人の度量果して能く區々
たる復讎を以て其の屑しとせざる所なるか將た復讎の念切なるも他
に制せらるゝ所の自護自利の目的ありて忍んで之れを爲さざる乎の

點に就き探究せざる可らざるなり

夫のソーマセットの矢張り克蘭マー一流の人にして確固一定の主
義を持つる者よあらず其の他ヘンリーの如きは只管羅馬法王の權力
を我が掌中に移さんと欲するの點に熱中せしに過ぎず又たエリザベ
スの如きも全く羅馬教の主義を嫌忌せしにあらず皆な是れ自己の榮
利を計るが爲めに羅馬教に負きたる者にして是れ等の徒ハ固より論
するを要せざるなり然れども此の三人は克蘭マーと共に宗教改革
の發起者にして英國王權の擴張に就てハ直接なる利害を感ずる者な
り今夫れ自己の利害を省りみて其の信する所の宗教を變ずるが如き
人々にてありたらんには好し其の胸中にハ如何なる計畫を蓄へ居る
とすも其の計畫心術を測知するは敢て難きとにあらず其の計畫な
る者の恰もパピヨン巫女の魔術を我が手中に奪ふ計畫にして唯だ羅

馬法王の權力を我れに移さんと欲するに過ぎざる耳而して此の計畫は姑らくヘンリーの手に依りて成就せられたりき
ヘンリー王の天資剛毅なると當時英國が諸外國に對して幸福ある位地を占めたるも又王が各寺院を廢して其の財産を沒收したるとの資力は以て王が益々新舊兩教徒を抑制するの良方便となりたるなり王は舊教に叛くのを罰し又王の支配權に従はずして尙ほ羅馬法王に權力を順ふの徒を罰したり蓋し王が新教を廢し獨り羅馬教中我が支配權を服するの徒のみを以て其の權勢を擴張せんと欲するの寧ろ其の基礎狭少を失する者と云ひざるを得ず王の權勢能く永く兩教徒を壓服し得るに決して容易の業をあらざる可し王の治世中既に舊教徒の一揆を企てたり而して此の一揆の實は新教徒の一揆をも促すの勢までありたりき此の時又當り政府の新舊兩教徒の孰れにか頼りて以

て其の同盟を造らざるを得ず羅馬法王を仰ぐの舊教徒は一致せん乎我從來の計畫をして水泡を屬せしめざるを得ず於此不本意ながら一時拵げて新教即ちプロテスタント黨と同盟するところなれり此の同盟や全く自己の權力を擴張するの手段を新教徒の助勢を藉らんとするの目的にして政府に於ては該教徒の目的なる宗教改革の精神を助ぐるが如きは其の最も好まざる所なり
夫の英國教會なる者の始めて此の同盟に於て設立せられたり當時歐洲各國は殆んど宗教熱心の時代なりしにも拘らず該教會の創立者の眞個は宗教熱心の徒をあらすして全く一つの政治家までありしこそ此の教會の爲めは大なる幸福なりと謂ふ可し該教會は備へたる定款儀式其の他人心を感動せしむるに足るの禮拜式等も夫の宗教熱を冒されたる徒の手を成らずして政治家の手を依て規定せられたれば

こそ其の端正と適度とを失ふが如き憂なかりしかり此の教會の信仰の舊教假面を籍りて一時を騙したるも決して其の馬脚を露らすとなく能く人心を刺撃し感想を鼓動するの手術則ち舊教の長所を保存したるが如は各國新教徒が我英國に一步を譲る所なり然れども一方より之れを論ずれば此の教會に於て幾んど云ふに忍びざるの弊害を醸造せり該教會の百五十餘年の間た社會一般の自由權義を破碎したる王室の犬馬となりて其の暴を助け國王なる者の天を代て民を治むるの神權を有する者なれば國民たる者の是非曲直を問はず王命是れ順ふの義務ある者なりとの説を主張し終始此の如き説を以て王の暴戻放恣を保庇辯護するに怠らざりき遂に爲めに法律の蹂躪せられ裁判の曲直の顛倒せられ人民の膏血の擅に絞集する所となりて國王の眼中殆んど人民なきの有様に立ち至りたり而して王室の手漸く將さに

教會の品位と財産とに觸れんとするに及んでの自家利害の關する所忽ち從來の君權主義を抛却して飽まで之れに反抗せんとするに至れり
モリザベスは宗教の權と世俗の權を一手に掌握するの利たるを觀破し踐祚の當時より羅馬教と幾分の交讓をなさんと欲したり將來彼れが施したる惡むべき所業の全く羅馬教儀中或る賤むべき教義を採用せしに基因する者あり然れども彼れの傲慢なる性質と慧敏なる智力及び彼れの位置とを依りて速に英國教會より其の身を投じ依然として宗教權を併有するを得たり彼れは實に人民をして宗教世俗兩權を併有して立つ所の英國教會に驅り入らしめんと欲するより暴壓手段を執らんと欲し尙ほ其の教會の盛大を計るより苛酷なる律令の力を藉りたる所以の者なり其の教旨の能く濟度成佛の力あるを信じたるが故に

あらずして其の教會に依りて以て自家の専制權を恣にせんと欲するに由るなり之れを換言せば「スピリヤール、オーヅリチー」を以て羅馬法王に歸する所の羅馬教徒及び之れを以て天に歸する所のピウリタン教徒等の尊嚴を得んより我れを以て世俗宗教の兩權を併有する者なりと信する所の人民の尊嚴を得んと欲するの思慮より茲に出でたる者なり

此の有力なる女王及び其の繼位者等は凡そ此の教會の主義を信奉する者ハ則ち王家に忠義なる者なりと斷定し遂に信教と忠義とは同一の意義となせり而るに女王の死後に至りてハ此の教會に反對する所の羅馬教を虐制するの政策も大に衰へたりきゼームス王ハ夫の羅馬教の力能く我れに抗抵し得べからず殊に該教は深くピウリタン派の怨恨を受け居るの故を以て到底首を低れて其の救護を我れに請ふに

至るべきを察知せり其後兩派の争闘の間だに羅馬教の過失となす所の者ハ敢て王室に對して不忠の所業ありしと云ふにハあらざりきエリザベスハ元來政策上よりピウリタン教を排斥せしがゼームスハ一身上の私怨を以て大に之れを惡遇せり嚮きに彼れが蘇格蘭王たりし時ピウリタン教の困るしむる所となりたるの故を以て今更ハ大英國の王位ハ在り其の日ハ強大あるの威力を挾て昔日の怨をピウリタンに晴らさんと決心せり是れより王の暴壓益々其の甚しきを加へしかば一の宗派をして是非なくも一個の徒黨たらしむるに至りたり夫のピウリタン教の教義中より王室ハ抵抗す可しとの條目ありとの説をなす者あれども果して如此の條目ありしや否や吾人の未だ其の證を見ざるが故に容易に之を信する能はざるあり佛國ハ於てエンフピテル教徒が革命以後ハ至りて共和黨と聯合せしとい尙ほ人々の唱ふる所

となりたるが如く我英國は於ても夫のピウリタン教と共和黨と相聯
結せしとの説の内亂の後に於て世人の作爲唱道せし所の者もあらざ
る勿らん乎若しピウリタン教旨中果して王室に抵抗すべしとの教理
あらしめば何ぞ内亂の後を待て共和黨と相聯合し王室を抵敵するを
須たや

カルビン教會の方式を執りて興りたる一個の教會の夫の政府の意を
迎合し以て其の私利を僥倖せんと欲する僧徒等も由りて組織せられ
たる教會が王權をして益々強大あらしめたるが如きの所業に倣ひさ
りしハ明白なり去りて敢て政府に抵抗するを好みたるにあらず要
するはカルビン派の他の諸宗教の如く政府の暴制を加ふるの時に方
りてハ之れに反抗を試むることあるも政府にして寛大ならしめば該
教派亦た極めて靜穩なり加之政府若し之れを愛護するの傾きあるに

方りてハ該派の奮て忠實の意を表しせり則ち蘇格蘭に於て百五十年
間プレビテリヤン教の保續するありたるも該教の集會ハ至極穩和に
して夫の英國教會が革命以後(ゼームス二世の時代)三十年間政府に向
て混亂を加へたるが如き殆んど其の一半の混雜をも與へざるなり是
等の事情を判斷するは方り(ゼームス)及びチャレスの夫は誤解する所
あり然れども此の二王の固より庸暗の君主よてあれば其の誤解あり
たればとて左程怪むは足らず吾人の他は夫は大に驚訝し堪へざる者あり
方今の學者殊に宗教自由の利害を解得するの能力を有するのみなら
ず當時政府をして宗教自由の政策を執らしめばプレビテリヤン教徒
の夫の共和黨と相結托して政府を抗するが如き者もあらざるを觀察
するの眼光を備ふるの人々もして夫の十六七世紀間の政府の壓制英
國教會と王位とを保維するは必要なりとの説を主張する者あるは至

りての吾人焉ぞ其の暴誕なるを驚かざるを得んや
夫れ當時宗教抑壓の果して能く國教と王位とを保護するに足る可き
や否やの敢て多辯を要せずして明白ありとす元來大膽な頑固な而し
て尙ほ順序あるの反對の宗教の利害と政府の利害と能く一致せざる
が如き瑣細なる陰謀に對して興る者なり而してエリザベスの末路は
於て漸く其反對の萌芽を顯はすに至りたる者にして實は政府が專賣
權を其愛商を亂與するの問題の上は破裂したり其れ亂端既は發す悖
戻なる牡獅子(エリザベス)を指すも茲に至て其餌食を棄て攻撃者は向
て平穩な且つ憤懣を抑へて一步を譲らざるを得ざるの場合に迫りた
り是より英民の勃然自由の精神を揮擲し國力を厚ふし兼て智識を増
進せしむるの機運に向ひたりゼームスが柔軟なる手段を以て之れを
制せんと欲し或の慢然之れを凌辱せしかば益々反動の熱を加へて其

の精神を強固ならしめたりき而して其の結果は遂に君民の間に於て
猛烈なる爭端を引き起すに及びたり
ヘンリが第三回の議院に對する著名なる所置及び議院開散は繼で
施したる暴戻なる所業はハラム氏の筆能く其の曲折を詳述せり吾人
の當時の記者輩にして政府が從來の議院組織を破壊するの目的或の
之れを破壊せざるも有名無實ならしめんとする目的にてありたるを
をハラム氏の筆の如く能く之を明かに表出したるの人あるを知らざ
るなり吾人今之れを悉く茲に掲ぐるの餘地なきが故に縱令其の説く
所其の論ずる所の者の十分價值あり又た讀者の注意を促すに足るの
點ありて其の他の議論と均しく氏が最も公平なる觀察を以て専ら心
血を茲に注ぎたるにもせよ吾人の唯其の論說中吾人が同意し能はざ
るの數項は就て之れが批評を試んと欲す

吾人の是より直ち筆を千六百四十年の出来事に移さん夫の短期國會の運命其の年よ於て既に王の心術計畫を露出したる者なり當時幾んど十年間政府の壓制を蒙むりたるの後ちよ於て召集せられたる國會よして彼れか如き穩和の感情を以て相集りしこそ實に不思議と謂ふ可しハエド氏が回會の忠義心よ富みたるの精神を讚嘆せしのみならず吾人の聞く所に由れば有名なるフアルランド氏をして其の國會の實物を視ざるも其の名を聞くさへ轉た欣慕よ堪へざらしむるの念を起さしめたりと蓋し吾人のオリバー、セント、ジョンと共よ當時の國會の甚だ穩和よ過ぎたるを憾まざるを得ず當時よ在ての寧ろ英敏にして果斷に富むの國會こそ時態に必要あるを信するあり然れども國民が自由の精神を擢揮するの國王の最も嫌忌する所なりとの心術を摘露するも此の温和なる國會を解散せし事實に於て判然せしめたる

るの將來英國國民が憤發以て自由の基礎を鞏固ならしむるの點より考れば亦た我英國の幸福と云ひざるを得ず抑も當時王が國會を罪するの理とする所の者の國會が王の提出したる税金徵集に對して之れが供給を議するの前に於て先づ王が人民に向て從來永く暴政を布き不正なる課税を行ひたるの不當を審査せんと欲するの傾向ありたるが爲めのみ王の之れを不敬なりとして之れが解散を命じたり然れども此の時に方り王は蘇格蘭に對しての失敗を執り内部に於ての民心の激昂財政の困難政府内部の錯乱等の爲めに再び其の年末に於て議員を召集して其の助けを乞ひざるを得ざるの必要に迫られたり而して此の會同の實に文明世界の歴史上に一大紀元を形成したる者と云ふべし蓋し政治上萬般の自由なる者の歐洲と米國とを問はず間接に直接に總て國會の規定又は改革せし所の組織上より成立する

者なり吾人の史を繙て此の時の年代史に至る毎に未だ曾て此偉大なる議院が内亂の當初より終始愛國の精神に氣力に果斷に尙ほ十分ある智力に富みたるの所置を以て事に當りたるを讃嘆せずばあらざるなり

當時國會が政府に對し第一着の攻撃として劇烈なる一撃を與へたるのストラツフホールドを彈劾せしの一事にして彼れの終始の所業の英國憲法を破壊せんと欲するの企謀みてありしを見るに足る者あり且つ彼が他と往復せし信書中其の死後於て世に表白せられたる文面に由て其の企謀計策を一層明瞭ならしめたり然に彼れを辨護する者の爲めに説を爲して曰くハラム氏が卑劣にもストラツフホールド氏とロード氏との間を往返せし所の信書を摘發して以て兩氏の計書の暴政を誘ふんとする者なりと斷言するも其の信書は斯かる計書の意を含むものにあらずして全く政治の改革を十分ならしめ且つ王權を正當に保護せんと欲するにありしなりと吾人の今更讀者の格段なる注意を促さんが爲め其の所謂摘發したる文面中より二三の要點を茲に掲出すべし

蓋し當時の事實を能く了得する所の者の夫のハンブデン氏が造船用金の事に關するの行爲の大に英國に於て數多の敬愛すべき王權黨の熱心なる讚賞を得たるとありしを知るなる可し而して其の行爲の特權を有する所の勇士輩の熾んなる褒詞を買ひ得たるのみならず王室の辯護人等すら尙ほ熱心な氏の所爲を讃嘆せり王權黨の一人として有名なるクラレンドン氏の左の言を爲せり曰くハンブデンは反對して常々其の過失を許かんとするに注意を怠らざるの徒も遂に彼が非行を見出す能はざりきと抑も氏が造船用金の訴を爲したるは法律上

正當なる權理に從ひたる者なり若し假らば法律上其の權理なき者と
 なすも此の訟や至善至良なる者と云ふ可きあり當時の法術に卑屈無
 氣力只管王室の鼻息を窺ふの体裁にてありしすらハンブデン氏の訴
 件に對しては滿庭多數の法官の全く氏は同意を表し彼れに反對する
 の徒に極めて少數にてありたりき夫れ何れの國と雖少しく人權の重
 んすべきを知り得るの國柄にして正當なる且つ穩和なる訴訟を爲す
 者を罪するが如きとある可らざるなり然るもストラップホルドの
 其の裁決を下さんとするに臨みハンブデンを嚴刑に處すべしとの意
 を述べて曰く鞭てよ彼れが本心は復するまで鞭てよ若し其の笞杖よ
 して或の寛ならしめば予の不滿は堪へざるべしと此の暴言を取て以
 て嚮きのストラップホルドを辯護する所の者の所謂王權を正當に保
 護する意味なりとする所なり

民度稍々進歩したる國柄にありては如何なる專制政府にても常々人
 民の私訴に干渉するが如きとあらざるなり今ストラップホルドは其
 の私訴の裁決を擧げて悉く之を王權の下に歸せしめんとを望み會て
 愛蘭士に在りしとき其の友ロイド氏に書を寄せて云く予が人民相互
 の訴訟を以て王權の下に置かんとするの意見に反對する所の狀師代
 言人等の訴訟上成就せし彼れ等の外他に信用するに足る者なきが如
 く又た裁定を施すの能力なき者の如く常々傲慢なる僻見を抱き而し
 て實に裁判の事の王權の下に置くの正當あるを知らざるなり元來我
 英國に於て裁判上の事を以て萬事彼れ等を一任し爲めば王室の不利
 を促したるの事例に足下の親しく睹る所もあらずや云々吾人の人民
 相互の訴訟を以て王權の下に置かざるべからざるの理に如何なる議
 論によりて成り立ち得る乎を知らんと欲するなり

蓋し人權を蹂躪して憚らざるの君主にして王權を制限する所の憲法を排却せんと欲するが如きの敢て怪むも足らざるなり吾人のストラッフォードの信書中も彼が常々人民の權理を壞らんとせし幾多の證據あるを發見すれども悉く之れを茲も掲出するの煩を避けて唯其の一斑を表出す可し彼れの信書中も云く王室既に人民に對して負ふ可きの義務なき以上の足下の宜しく其の隨意を以て政治を行ふべし予も亦た王室の助力を藉らずして爲し可き事の專斷以て事も從ふ可し是等の言辭も其の所謂ストラッフォードの政治上の改革主義と爲す所の者なり彼れが當初民權主義を棄て王權黨に入りしより其の終生の行爲も全く此の主義も一致せり彼れの共謀人等も多くの無識暗弱若くは宗教惑溺の徒なれば王權を弄して民權を壓倒せんと爲せしめて左まで答ひるに足ざるも彼れも正しく此の類の徒におらず彼れは

最初民權擴張者の一人にして立憲制の洵とに能く善良なる政体なるを熟知する者なり彼れの實に其の黨に叛きたる第一等の人物にして又た當時愛國の假面を被りて私利を計る所の政治家中第一流の人物あり此の假面愛國の政治家の政府に於て此の類の徒を養成するよりの寧ろ反對黨に陥りて利を以てして之れを誘ふの利たるを政府に教へたる人々の中に於て其の最も著名なる人物あり彼が其の黨に叛き王權黨に入りて得たる所の貴族の尊稱も彼れが心術の腐敗と其の耻辱を表したる者として彼れの身に民權黨の怨憤を荷ふ丈けにも亦た實に有爲の人物なり其の智力と云ひ勇氣と云ひ其の他起業發明等に熱心なるの性質を備ふるに至ては實に國家人民を利するの豪傑たるを得べく又た之れを誤まるの惡魔たるを得べきなり當時彼れの最も惡む可き罪狀も其の民權黨に叛て王權黨に入りたるの罪を以

て第一となすべし彼れが其の黨に叛きたるの故を以て殺害せられたるこそ實に向來他の叛黨者を懲戒するに足るものあるを知るなり國民の自由を蹂躪せんと欲するの王權黨の人々も能く私徳の重んず可きを知る者多し獨り彼れストラップホールドは公徳の敬重す可きを知らざるのみならず私徳の重んずべきを知らざるなり彼れを以て政事家として其の徳義なきを見ると共に又た一の親戚故舊として彼れを見るも更に其の徳義なきの人物なるを知る可し彼れが其の親戚なるモンモリスに對するの所業はクラレンドン能く之を詳述せりモンモリスの言語ストラップホールドに對し少しく疎畧に亘りたりとの故を以て之れを夫の卑屈にしてストラップホールドの威命是れ畏るゝの法廷に訴へ直ちに死罪の宣告を爲さしめたり而して尙ほ是れより一層惡む可き所業の彼れがエリクに對するの所置なりとす彼れは曾てエ

リクの子婦某に通じ居りしかば強てエリクの財産を擧げて之れを其の子婦に讓與するの遺言を爲しめんと欲しエリクを捕へて之れを獄に投せしとあり是れ等の事實の決して無根の談にあらず現に偏頗以て彼を辯護する所の記者輩も獨り此の事實に向て頗る嚴格なる攻撃を加へたりきピン氏が彼を目して猛惡公と呼びたりしも亦た無理ならぬ次第と云ふ可きなり

ストラップホールドが公私の事柄に就て害惡を逞ふせしもの枚擧するも違わらざる程の人物にてあるとなれば到底其の終りを令くすべくもあらず一揆等にて其の身を寸裂せらるゝか或の刺客の及に懸りて斃るゝこそ宜く彼れの運命なるべきに唯だ嚴格なる死刑の宣告を以て其の身を終り殊に彼れが平生得意の不公不正なる所業にも似合はず極めて公正なる宣告も出遇ひしこそ彼れも在ての望外の幸と謂ふ可

きのみ當時國會議員の評言よ云く若し法律の明文中彼れを罪す可きの條目なからしめば彼れ或は其の一死僥倖す可し否らざれば到底彼れは又た我々に哀訴して其の死を免る可き者にあらざるなりと然らば則ちストラップホールドを以て叛逆の大罪人なりとして彈劾せし個條は悉く其の當を失はざる乎と問はば未だ能く法律の條目に通曉せず又た國事犯の性質の如何なる者かを辯識せざるの徒は或は彼れの長舌詭辯に惑はされて否の字を以て之れに答ふる者ある可し當時ストラップホールドの處分よ就て上院の裁判官の協議を執りたるの證據は上院の記録に明記しあるを見れば敢て其の處分を獨斷に附せざりしとい自ら明白なり而して其の裁判官等の輿論の假令誤謬ありと臆斷するにもせよ議院の斷定其の當を失したりと云ふを得ず夫の造船用金に關してチャレンスが法廷に勝利を得たりしは王の代辯者が百方

手を盡して反對者を強制したるのみならず當時の法官なる者の總て王の進退黜陟を受くる者なりければ勉めて王の意見に隨ふて其の地位を固ふせんと欲するより遂に彼の如き理否顛倒の判決を下だしたるなり而して其の判決は多數の賛成に出るものなりと云ふと雖僅かよ一二の多數を占めたるに過ぎず然るにストラップホールドの處分の如きに至ては全數一致に由りたるの判決なり勿論其の判決も瑣末枝葉に分け入りて細かよ之れを竊查せば或は多少議すべきの點を見出し得るならん乎かれども全体に就て之れを視るときは吾人の其の判決を以て正當なりと云ふんと欲するなりハラム氏説をなして曰くストラップホールドが權勢を弄して稅斂を厚ふし又た兵を擁して愛蘭土人民を臨みたるを攻撃する所の彈劾文中の第十五條と他の一ヶ條とは反逆の罪を犯したる者なりとして上院の彼れに有罪の投票を爲せり今

予一步を退て静に之れを考ふるに彼れの行爲のエドワード三世の成文律中の所謂國王は向て兵を進めたる朝敵の大罪に近き者なりと論斷し得べきなり云々此の最も完全正當なる論斷は對し左の如き笑ふ可き答辯を爲す者あり云くストラッフォールドが王の許可を得て王の爲めは税金を徴したるの事實を以て却て王は對して兵を進むるの個條とあり又た之れを國事犯と論斷するが如きは我英國人民の見解にあらずして恐らくは愛蘭土人の見解なる可しと夫れ苟も憲法上の點に就き批評を試んと欲するの人々ならば小學の兒童尙は能く會得する所の事柄を知了せざる可らず其の所謂事柄とは即ち我英國根本の格言なる君主は惡を爲す能はずと云ふと及び法廷に於ては君主の所爲と其の感情の善良ある者と推斷すべき者なると是れなり於此上院の王の意を推斷し王のストラッフォールドが不正より人民に向て進めたる

兵力の取りも直さず王位に對して干戈を動したる者なりと思考せしものと斷定したるなり
 ハラム氏の公權剝奪の件に付ての例の莊重にして奇抜なる筆鋒を以て之れを論辯せり然ども其の論や未だ以て吾人を満足せしむるは足らざる者あり氏の「ビル、オフ、アラング」なる罰法の主義を保護して其の嚴酷なる點を非難せる者の如し若し夫れ危急大事件の場合に際しては政府が其の罪人は對して劇か又既往は遯るの法律を制するを得べきの吾人之れを拒まざるなり而して此の事は就ては反對者に於て一の議論あるとの吾人の能く知る所にして其の反對者の議論は對しては吾人十分之れが答辯を爲さざる可らず而して其の反對者の論する所の旨意の蓋し左の如し刑罰の目的とする所の懲戒に在り故に普通公正の法に據りて政府の專斷以て施したるの刑罰の無用の

刑罰のみ無用の刑罰擧る之れを行ふは足らんやと此の論や大に世人の稱賛を促したる者にして幾多の刑法書類此の主義を宗として世に出でたる者少からず吾人一撃直ち此の論旨を破碎すべし抑も既往は遡るの法律の縦令懲戒の主義より論ずるも決して無用の者もあらず夫の嬖臣寵を恃んで民福を害し宰相權を弄して邦家を誤るるが如き場合も際しての既往は遡るの法律の實は必要の法律にして彼等を懲戒するに於て大効ある者なり且つ夫れ彼等が慘法酷律以て國民を虐するが如きとあらば他日其の罪を鳴らさるゝの時あるを其の心も記憶せしむるの効亦た決して淺少はあらざるなり勿論尋常の場合もありての刑罰の目的は全く懲戒もあるのみ然れども懲戒の外他は目的なしと云ふに至りての洵と云ふ法律を識る者の言はあらざるなり罪人を除き以て其の危害を制して能く社會の安寧を保持するが如き刑罰の目的なり夫のワエルド、サールテル等の如き兇惡の徒を制するに至りての既往は遡るの刑罰亦た甚だ緊要なるを見る可し矧乎其の性狠戻兇險にして殊に勢力あるの政事家も對するの場合もありては寧ろ其の刑の嚴ならんを望む程にも其の刑罰の二層緊要あるを知る可きのみ蓋し斯る政事家一人を罰すればとて必しも他の之れに倣はんとする者を懲戒し得べしと云ふ次第にあらざるも社會の安危人民の休戚に係はる場合も方りては其の惡政事を罰するは極めて必要なる者なり夫れ然り而れども今日に於ては縦令、ストラッポールドに幾倍する兇險なる宰相出るあるもせよ吾人は其の既往を罰するが如き法律は全く無用なる者と信するなり何んとなれば斯る宰相は由て組織せられたる所の内閣は國會も於て一たび其の供給を拒絶せば忽ち其の顛覆を免かれざる可ければなり之れを夫のチャレンス二世の時代に比

較せば其の事情の差違實に霄壤を管ならざるありたや、此等は十一年
 間國會を閉鎖して暴政虐令を施せしが其の後ち國會召集ありし時國
 會の劇烈なる爭論は反對して宰相バツキング公を庇護したるを以て
 たりき、
 ハラズ氏はネオトフホトドを處するも重刑を以てしたるは至當あ
 りとの説を持する者の如し然れども此の説は氏が平生に似合は少
 く其の當を失するものあるを覺ゆ吾人は今氏が論述せし所の件が
 就て一考するに蓋し氏の意見は既往に遡るの法律を以て死刑を處す
 るに至るは飽まで之れに異論を唱ふるも死刑以下の罪を待つる其法
 律を用ふるは敢て不可あかるべしと云ふに在るが如し刑罰の寬嚴
 就て審理法證據法を異にするが如きは是れ實に普通行はる所の習
 俗な例之強盜罪に處するに其の證據稍々不完全なる所あらば之を

其の罪に處するに躊躇するも若し其の罪にして窃盜の刑に相當すべ
 き者ならしめは其の證據未だ十分ならざる所あるにも拘らず直ちに
 執て之れを其の刑に處するも憚らざる可也又た陪審官の正格なる
 考察を以て其の罪狀全く謀殺犯たるに相違なきも其の嚴明なる證據
 に乏しきが故に故殺犯の條に擬して之れを罰するが如きの珍事も亦
 た時に之れなきよあらざるなり豈に不條理千萬の裁斷にあらざるや抑
 も證據法ある者は數理的の定則と其の軌を同ふする者にして決して
 賭け事の類を以て其の利害を異にするが如き者よあらざる若し然らず
 んば吾人は將さに如此放言するを得ん云く人の自由と財産とに關す
 るの裁判に至るに十分其の目的を誤らざるも其の性命に對するの裁
 判に就ては必しも十分なりと云ふを得ず則ち「一千ポウソド」の博奕に
 於て其の必勝を保する能はざるも「ペンニー」の賭博に至るに能く

其の骨子の面を左右して奇利を博するに誤るとなかる可しと今夫れ重罪を抵る可きの罪状を對して其刑を寛假するの法を以て是なりとせば其他の罪状に向ての尙ほ假借する所亦かる可らず何となれば人間の性情として死生に關するが如き刑事に對して其の罪人自身も自然心力を盡して之れが廻護答辯に怠らざるべきも輕罪の如きは其の回護答辯の度に於て必しも然らざるの事情ある者なればなり死刑を處するを憚かりて之れを假借するの代りに他の輕罪犯等を勝手次第に乱罰し以て其の重罪を假借したるの責めを免れんと欲するが如きの裁判上寧ろ之れより兇暴なるのなかる可しと云ふは其の輕罪の既往を遡るの法律の不正不當なりとじて一般に其の許す可き者よあらざとせり吾人亦敢て之れを茲に論せざる可し然るよハラム氏の唯た此の法を以て死刑のみ加ふべからずとせり其のストラップフィールド

の處分に對するの意見は據ればストラップフィールドを處するに既法を遡るの法を以てしたるの敢て不可なきあり唯だ宜しく其罪の爵位を削ぎ永久の追放を行ふべき者と云ふにあり今吾人が將に論辯を試んと欲する所の者即ち此の點は在るのみ蓋し死を抵らざるの罪を待つよ既往に遡るの法を以てせんと欲するの吾人の其の當を得たるや否を疑はざるを得ざるなり吾人の法律の原則即ち法律の既往を溯らざるの原則を枉げ以て之れを罰せざる可らざるが如き兇暴ある惡漢あるを見出す能はず況んや墓中の幽閉を直打ちするが如き兇漢ある可しとい思はれざるなり若しストラップフィールドとして外國に在て能く其の兇惡を爲さずして其の生を送るを得る者とせば我英國に在るも平和に其生を得ざるの理なかる可し何を必しも既往を溯るが如き非常の法律を以て彼れを追放するを要せんや且つ當時英民がストラップフィールド

ドを畏るゝ所以の者は特は彼れが宰相たり將官たるの權力を有する
 が爲めならしめばハラム氏の言の如く其の官職を剝奪せば即ち可な
 らん然れども如何せん英民が彼れを畏るゝ所以の者は其の位地はあ
 らずして其の人物はあるを當時ストラッポールドを刑するの時ハネ
 セッキス氏は眞摯なる感情以て言をなして曰く其の人既に棺を蓋えば
 又た其の黨與を見るときなかる可しと其後内亂破裂の時ハ際し國會を
 して大は安堵喜悅の思ひをなさしめたり蓋し此の内亂ハ際し尙ほス
 トラッポールドをして此の世に在らしめば彼れの勇氣と智略とは國
 會に對して如何なる禍害を加へたるや知るべからざりしハ幸は彼れ
 の既ハ地中の人たり是れ國會が今日の大捷利を得たる所以ありと
 「ビル、ホス、アッテンダ」の議案一たび議院に顯ひるゝやハネド、スル
 シ等ハ毫も異議を容れざるのみならず實は之れを賛成せしむるは能
 又世人の知る所なりハラム氏の言の如く「ビル、ホス、アッテンダ」の處
 分を受けし者ハストラッポールド一人ハあらず然るは其の「ビル、ホス、ア
 ヲ」の結果として其の財産を沒收し併せ其の子孫永世公民たるの
 權利を剝奪せらるべきを國會は於て特は之を免除するの議を可決せ
 たりしハ洵とハ國會の名譽なりと云ふ可し蓋し從來皇室ハ於て斯る
 寛典を國事犯者に與ふるが如き事ハ會て其の例なき所なり獨り國會
 の此の寛大なる特典ハ果して其の子孫に至りて半分なる報酬を受け
 得たり看よストラッポールドの子孫にして國家公共の事に心力を盡し
 たる者寡からず若し夫の有名なる者ハハネド、スル等をして彼れ等と
 時を同列して世に立たしめば相共に手を携て國事に奔走盡力せしな
 らんと思像せしむるの子孫等現に名を國會議場に轟かしつゝある者
 ありはあらずや

國會がストラッフォードに對するの處分の始らく之を置き王が彼れに對するの所業の實に慘忍無情なるも拘りらすストラッフォードを讚賞する所の人々が併せて王を讚賞するに至ての誠も奇怪千萬と云ふ可し其の人民臣僚に不信不實にして其共謀者ある愛臣を殺すに憚らざるが如き國王其人が私利の爲めに去就をなすの役割を執るの固まら怪むに足らざるなり夫れ兇徒を捕獲せんと欲して其の黨の中より一人の自首者を迎ふるに懸賞を以てするの必竟チャレンス王の如き卑怯者の爲めに要する所の手段あり此の卑怯者は厚顔にも自首密告其の共謀者を捕へしめ以て懸賞の惠に依り其の罪を免かれ其賞を受くるとあらん然れども其の卑劣惡むべきの所爲の永く世の指彈を免る可らざるなり夫れストラッフォードを以て果して罪なき者とせん乎又能く王室に功勞ある者とせん乎チャレンスが會てストラッフォードに

對し國會の彈劾請求如何に嚴重なればとて國會をして決して彼れの頭髮一本よだも手を觸れしめざる可しとの誓言を爲し又た彼れを救護するに憲法上十分なる權理を有するにも拘らず國會の彈劾急あるに及んでは忽ち彼れを捕へて國會の俎上に上げしたるが如きチャレンス其の人の心事に至ては吾人の之れを如何に評すべき乎元來チャレンスの國會の議決を蹂躪し爲めに内訌争亂を引起すも敢て意に介せざるの人物なり斯く常に國會に抗抵するを以て其の通辯となす所の王にして今を劇かに股肱の愛臣を討するの議決に同意を表せしは果して如何なる心意ありて然りしを若しストラッフォードを以て有罪の者とせん乎其の共謀者あるチャレンス即ちストラッフォードをして其の罪を犯さしめたるの誘惑者にして忽ち其の位地を變じ却て之れが加刑者たらんとするは如何に狼戾無情の性なればとて宜く深く心に愧る所

なまらばある可らず其後チレンスにして能く正當なる行爲を顯わした
らんに其の王室の忠臣を國會の誅求に任せて之れを刑せしむ尙ほ
從來の失德匪行を省悟したるの證據なりと或は云ふを得べけん吾人
の夫のモウトル氏がチレンス氏を評下したる筆法に倣みてチレンスを
評定せん若しチレンスにしてストラッポール下に對したるの行爲を辯護
せんと欲せば爾後常に宜く正道信實を以て國民に臨まずんばある可
らず然るにチレンスが其の國民に對するの所爲を視るにストラッポール
下を殺せしは全く憲法を遵守するの意思はあり出でたるにあらす又た
從來ストラッポール下と共に君主專制の政体を建設せんと欲したる不
良の企謀を悔悟したる感情はあり發したるにあらす全く一時國會の強
求に應じて一個の寵臣を失ふも又た他に幾多のネネラッポール下を得
て他日其の目的を達せんと欲するの野心は顯出でたるや又た疑ふに

足らざるなり其の寵臣の頭髮一本だも國會の手をして之れに觸るべ
を許るざる可しとの誓を爲し又た其の友人を救護するに憲法上十
分なる權力あるにも拘らず其の誓約を破却し其の權理を利用せざる
所の王の其後直ちに其の反對者即ち國會を蹂躪せんが爲めに幾種の
法律を壞り又た幾多の誓約を破るは猶豫せざるの本色を顯はしたる
き、ストラッポールの行爲を辯護する者亦た此の一言を執て其の材料と爲すま
國王に向て汝の信用を置く可からずとはストラッポールガが頸血を刑場
の蒼苔に灑ぐとする時に於て發したる一語なり當時の歴史の總て此
の悲惨なる一語の解釋布衍を以て其の全面を掩ひたる者の如し夫の
長期國會の所爲を辯護する者亦た此の一言を執て其の材料と爲すま
至れん夫の行爲を辯護する者亦た此の一言を執て其の材料と爲すま
ハラム氏は長期國會の其第二期の所業は就て之れを贊成を表せし

も千六百一年の夏期休會に於て國會が施せし所の行爲に至ては不良且の疎暴なる者なりとして大に之を非難せり又た國會の力以て能く憲法に加ふる所の障礙物を妨ぐに足らざるのみならず當時の内乱と全く國會議員等が王室に對するところの争闘なりと論定せり是れ誠に我英國史中一の奇論なれば吾人は平素尊敬する所のハラム氏の此の論旨は向て聊か反對の意見を論述せんとせざるあり

チャレス一世の兇險慘暴なる性質を備ふるはハラム氏が之れを信ずるは亦も吾人の一層深く之れを信ずる者なり彼れが自由を嫌忌するの念の如き彼れが其の非望を達せんが爲め施したる酷薄なる所業の如き又た容易に盟約を破るを憚らざるが如き其の他共謀驥用となる臣僚を敵手と與へて己れの難を庇ふが如き慘忍虎狼の性質は其人尙能く權力を保持する間は他の智略果斷に富むの偉丈夫(スオウ)と云ふべし

ルドを指す)よりは憲法は向て危害を加ふるの大あるを知るなり歐洲南部の諸國は如此の君主今尙之れなきはあらず危難其の身は逼るときには如何なる事とも服従し如何なる誓約にも一致し若し己れを毆打する者あらば身を屈して其の面を毆つに任かし又た暴政の機械として寵用せし所の臣僚を敵手に譲りて之れを殺すに任かし飽まで柔順の假面を被りて一時を瞞着し以て他日志を得て之れが復讐を爲さんとするが如き君主其の人の如きは決して我がチャレス一世は留まざる可し

今吾人はチャレスが暴制と虚偽とを以て其の治世の初期を汚辱したるの事例を茲に列擧するの煩を取らざる可し而して吾人は國會がスオウラフ、ールド等の罪人を殺し又たチャレスが暴政を施すの器械たるも教法裁判所を廢し王が國會議員等に向て與へたる不正なる裁判の宣告

を取消したる後には其の王に對する所の攻撃の歩を宜しく自ら抑
 制すること當然ありとの説に同意せんと欲するなり當時王が數歩
 國會を譲る能く自身を制したるも亦た少しせせず若し王は毫も
 國會を譲るなく依然專制の手段を執らしめば内亂の破裂を見るに至
 るも未だ知る可らず好しや國會は於て必勝を期し得べきもせよ其
 結果果して國家の利益たるべきや否や至ては甚だ疑はれし所あるに
 あらずやカレンスが當時の不良不正なる所爲の必竟少年の客氣或は左
 右侍臣の誘惑或は法則の嚴正ならざる等の口實は歸するを得ず夫
 の十一年間國會を閉鎖せし時は於てすは王をして少しも民福を計る
 の所置を顯はさしめば直ちに國會の信用を回復するの機會を得たる
 に相違なかりしは吾人の信じて疑はざる所なりカレンス下ニ氏當時
 の情況に就き明言せり曰く王は反對する所の黨派の熱情も大に冷却

し翻て王室を尊敬するの念を興起せり而して官民調和を希望するの
 徒其の反對黨中に少からず強て王室に反對せんと欲する者の如きり
 益を信用を失ふに至らんとするの傾向を表はせりと夫然も其の實例
 を舉れば國會に於て王に向て諫諍状を捧呈せんと欲するの議案は
 尙ほ之れを通過するに困難を極めたり斯る形況を顯出せしが爲めに
 飽まで王室に反抗せんとするの黨派即ちカレンス等が如きは到
 底外國に逃奔せざるを得ざる可しとの風説を聞かば至れり然れども
 王が一時憲法に従ひ寛大なる所置を施せしは全く例の瞞着手段にて
 おりしを洞知せし者は却て此の反對黨なりしとは繼で起る所の事跡
 にて明白なりしに非ざらんやカレンス等が如きは至れり然れども
 王が五人の國會議員を捕へんとせし計畫を眞に向來戰亂の原因に
 して其の王を敬戴せんとするに傾きたる民心も忽ち此時より背離し

武器を以て議院を守護せざるを得ざるの場合にこそは立ち至れり少
 ラレンソン氏云くハンズデンが憤然劍を提けて起つ決心を表はし
 たるも亦た全く王が不法にも議員を捕縛したるの時に在りと蓋し王
 が一時の假面以て國民を瞞着したるの馬脚は忽ち此の一舉に於て露
 露せし者なり
 然るに王を庇護するの徒は之れを辯護し尙ほ王が嚮きに議院の爲め
 に數歩を譲りたるの徳を讚賞して此の不法不正の所爲を掩はんとな
 る者あり且つ王が議員を捕へたるは全くジグビー氏の誤まる所とな
 りたる者にしてジグビー氏こそ其の主犯者なりとの意を以て王を庇
 護せり然れども當時王が議院及び市府に對して施したる不法不正
 ある舉動は今も尙ほ吾人をして追想の間たに慄然たりしむる者あり
 殊に王が當時の舉動は首犯ならずして其の辯護者の意を安んぜし

むるが如き茫漠空浮の舉動にあらず實に其の兇惡無道殆んど名狀す
 べからざるの所業なり
 王が五名の議員を捕縛したるの所業は固より不正不法にして又た上
 院に於て王室の求刑に従て國事犯者を糺彈する能はざるは少しく我
 英國法律の初步を解する者の能く熟知する所なり君主は其の國民を
 拘留し得べからざる既にエドワード四世の時に於て確定したる法
 則なりエドワード第四世に其の意を述べて曰く國事犯人を捕
 るるは唯だ普通國民之れを能くすべし國王は其の權を有するとなし
 何んとなれば王の命令に由るの拘留にして誤認過失あらしむるも王
 に向て其の過失を償はしむるの道なればなり
 蓋しオーストリアが前段の不法を行ひたる時期には多少の議論を引き起せ
 しも其後議院の激昂も漸く冷却し頗る温和の傾向を呈露せり且つ夫

れ暴制慘法の下に壓服せられて之れを遁るゝの術なきに苦む所の者を救助せんと欲するの人間自然の感情にして何れの國民も此の義侠心あるべけれ共就中我が英民の此の感情に富むの國民なり試に今日英國民心の進變定りなき情態を觀察せば吾人の言の妄ならざるを見出し得べきのみ凡そ我英國の政事家たらん者れ「マクドナルド」復讐を司るの女神に熱心なる信仰を拂ひざる可らず其の權威聲望を荷ふの時既に零落失墜の危難あるを忘るべからず又た其の失敗淪落に陥りたるの敵手と對するの注意を怠るべからざるなり看ま千七百八十四年の聯合内閣の歴史中最も能く其の實例を示したる者にして其の内閣の偉大強固なる當時執て代る者あるべしとも思ひれざりしに僅に數週間を出でざるに其の内閣は忽ち脆弱小數なる反對黨の乘する所とありて夫の淪落可憐のジョージ三世は其の祖先查理第六百八十八年

の革命以來得る能はざりし所の強大なる權勢を一握せしにあらざるや其事情の幾んどチャールズ一世の千六百四十二年の時勢も彷彿する所の者あり斯る時勢に際して其の君主たる者民心を收攬せんと欲せば從來の匪行を改め専ら寛大なる性質を表はし假令少く道理に欠くる所あるも民心も背馳せざるの所爲を爲さざるべからず然るに誦詐百端到らざる所なく一時他の事情も制せられて餘義なく憲法に遵ふの假粧を爲すも其の中心絶へて國民を愛し正義を倚ぶの徳義心なきの君主の斯る折りこそ法律を蹂躪し反對者を屠戮し暴行兇擧直ちに其の人民を恐怖せしむるも敢て躊躇するを知らざる可し彼れを「マクドナルド」實に後の者を學びたる者なり彼れ既に此の兇暴的の擧動を爲して憚からず而して尙ほハンブデン等をして已れに信服せしめんと欲す豈亦た愚ならずや

初め玉が勤王家にして温良の令聞あるフラクランド。コルベッパ―及びハエド等に約束すらく向後下院に對するの所置に至ては必らず先づ卿等の協議を経て而して後施行す可しと然るに下院議員五名を捕んとするに方りては曾て其の協議をなすことなく突然議員等を捕獲せしかばフラクランド等の驚愕一方ならざりきクラレインドンの説に云く若しチャレスをして此の舉をなすの前に於てフラクランド等に協議するとあらしめば彼れ等は百方手を盡して之れを諫止するを得べかりしに惜哉王は前約を破りて敢て此の暴惡を爲せしを以てフラクランド等は大に不平の意を現はしたりとクラレインドン氏は王權黨あればこそ斯る言をなすべけれ共少く公平ある眼を具ふる者より之れを見れば王がフラクランド等に協議を爲さざるの理由あるを發見するに難らざる可し蓋し王が下院に對するの所置に就てはフラクランド等の

協議を要す可すべしとの約束をなせしは全く王が其の位置の危難に迫り居るの際あればこそ斯る甘言を以てフラクランド等の心を繋ぎ置きたるに過ぎずフラクランド等も亦た從來王の失行を嫌はざるにあらざれども國會に於て餘り王を攻撃するは却て國亂醸沸の基ならんことを恐れて王を救護せしのみ而して王の中心は其の下院を惡むと共にフラクランド等をも嫌惡したる者にして議員捕縛の一舉は以て夫の諫諍狀に左袒せし者并に造船用金を非難しスター、チャンバ―を廢止せんと欲するに熱心なるフラクランド等をも威嚇せんと欲せしなり王の心術如此なればこそ議員捕縛の事は固よりフラクランド等の協議を執らざりし耳

下院は王に答ふるに王若し法律に背かざるの訴訟を爲すに於ては敢て之れが答辯の責に任すべしとの意を以てせり又上院は王の此の

訴訟即ち下院彈劾の事を以て憲法に背くものなりとして其彈劾狀を
 受理せざりき於此王は數百の兵を率て親しく下院に迫り其の平生最
 も嫌忌する所の議員五人を捕縛したり王の此の一舉は實に自ら不徳
 無道の所爲たることを偏ねく天下人民に告白したる者と云ふ可し吾
 人は今まカレンスの此の舉動を非難するに方り王が議員等を猜忌せし
 點に就て非難するにあらず又た王が率ふる所の兵士等が行ひたる殘
 忍なる振舞ひ王宜しく其責に任すべしと云ふにありき吾人の唯だ
 カレンス彼れ自身の行爲に就て判斷せんと欲するのみ即ち吾人は王が
 暴戾なる計策而かも殆んど血を見まれば止むべからざるの兇暴なる
 所業に對しては決して容るま可らざるの罪ありと斷言せんと欲する
 ありしに於て其の罪を以て其の所置の不正なるを知らざるにあらざり又
 蓋しカレンスは中心に於て其の所置の不正なるを知らざるにあらざり又

た夫の五人の議員等は穩かに此の不正なる所置に屈從するの徒にあ
 らざるを知らざる可からざる筈なり且つ王は彼れ等が獨り己れの命
 に從ひざるのみならず議員を擧げて彼れ等を扶翼するに相違なかる
 べきを豫期すべき幾多の理由あり事情既に如此あらば王は如何なる
 所置を以て彼等を捕獲するの手段となす可き乎吾人の推想を以てす
 れば王は議院の斷乎たる反對拒絕に會ふて退き以て永く世の嘲笑を
 買ふに非れば到底武力を以て其志望を貫くの所置に出る事のありと
 信するあり左すれば假令王は慘虐なる血を見るの振舞を演出するは
 其欲せざる所なりとするも勢茲に至らば一國争亂の破裂は其の免れ
 ざる所なり然るに王が能く其の野心を達する能はず中途にして挫敗
 せしは抑も亦た後日王の名譽の爲めに意外の幸福と云はざるべから
 ず王の辨護人等は英國をして將に慘憺悲愴の地に陥らしむるに足

る可き此の所業を只管王の考慮の淺薄及び疎暴なるに歸して敢て罪するに足らざるものなりと唱道するに至れり然れども斯る議論は或は信を後世に執るを得べきかを知らざれども兎に角當時其の人民黨は勿論王權黨の間だにも尙は行われざる所の議論なりき而して其の最も熱心なる王權黨も王の所業の暴戾なるを憂ひ爲めは民權黨に向て反對を試むるを愧るの思を爲したる位にてありし好し左程にもわらざる者とするも王の逆意を抑制せんと欲するの主義より致したる者多かりしを掩ふべからざるの事情なりとす王が即位以來十七年間の施行したる其の暴政に伴ふて僅かに存続したる所の王は對する國民の敬愛心は全く此の時より消盡せり王は五人の議員等を捕獲せんとするの暴戾其の目的を達する能はざりしや否や直ちに再び善良君子の風をなして信用を回復せんと欲したり然れども王は常に暴壓を施すに方り其の前夜までは勉めて議院の特權を尊尙し人民の權理を貴重するの假裝をなすは其の慣用手段なり今此の失敗に逢ふて又た復た其の手段を行ふて既に失墜するの信用を挽回せんと欲するも誰れか能く之れを信する者あらん斯る不徳不義の國王は對しては如何なる誓約を爲さむむるも到底其の暴を制し得るの時なかるべし夫れを以て王は當時議員が武器を以て王に抗したるの所爲を非難せしめは決して王を庇護するの精神に出でたる者にあらず蓋し氏は縱令王が專制政体を設立せんと企るも民權黨の拒斥する所となるのみならず併せて王權黨の反對する所となりて其志望を果す能はざる可き王の爲めに憲法を害せらるゝの憂ある可らず憲法毀損の憂は王にあらずして却て争亂に在る者なりとの説を抱く者なり氏は卓越なる才力を以て縱横此の旨意を論辯せり吾人は今聊氏の説に一致する能はざる

所の二三の項に就て之れが論評を下さんと欲す。一、
 英國の憲法は當時歐洲諸國に行はるゝ所の其の二に於て中古歐洲西
 部の諸王國は建國法及び代議院等を以て王權を制限するの仕組とな
 せり十四世紀の時代にカスチル政府は自由制度を施したるの事跡
 ありアラゴン政府の如きは一層自由の主義を執りたることは疑ふ可
 らざるが如し獨り佛國は專制の王國ありたるも尙ほ其の國會は
 憲法に據りて課税の權を保有せり而して若し國會の權力衰ふるの傾向
 ありしに際すれば他に又た幾分の助力を得て立法會議の職掌を失墜せ
 るに及ぶるの方法ありヌーヴェンズマール等の諸國も亦た佛國と同
 吾人は今二三世紀を飛び越えて直ちに筆を十八世紀の初期に移して歐
 洲の事情を評論せんと欲す當時歐洲諸邦の憲法は悉く破壊殘滅に歸

したるに獨り其の危難を抗抵して漸く安全の地に立つを得たりしは
 我英國の憲法のみを然りとす夫のデンマーク、スウェーデン等の君主は
 貴族平民の争鬭を利用して其の政權を收握し佛國の如きは議院制度
 なる者は僅かに古制の一部分ありとして談話せらるゝに過ぎざるま
 でに熟睡せり而して貴族僧侶平民の三級をして再び議院に列せしむ
 るを望む者さへもあき有様にして路易十四世は殆ど六十年間議院を
 して一言たりも發せしむるを許さざりき其後路易の孫即ちスベニン王
 トリッブ五世はスベニン相續戦争後に至りアラゴンの憲法をしてカス
 テルの憲法と其の質を同ふせしめ而してスベニン半島に存在せし自
 由權理を滅盡せり之れに反して英國議院の勢力は益々強大を加へ行
 政上に向ては幾んど命令に均しき助言を以て之れに干與するの權力
 を有するに至れり君主の特權内に屬すべき宰相の任命外國の交渉及

び宣戰講和の權の如きは君主の意思に由て決するよりは寧ろ上下兩院の手に決するの傾きあるが如し當時他の諸國の議院漸く其の權力を失ふに方り獨り我英國は之れに反するの實況ありしは如何なる理由ありて然るか憲法破壊は恰も當時歐洲中の一種の傳染病なりしに我英國は其の感染を免れたるのみならず其の病勢猖獗なるの時に於て却て國運の盛大を進めたりしは果して如何なる理由ありて然る乎蓋し其の理由なきにあらざるなり抑も文明の進歩は國民の權理を發達する者なるは能く人々の許す所の道理なり然れども一概は此の道理を以て推すべからざるの場合なきにあらざる立憲制度の下に在るも尙ほ文化の美域に達する能はざる人民が漸く智識財産に富むの時に至りて却て專制政治に陥る奇觀往々にして能く見る所なり

中世紀の間は歐洲の景況は全く前段の事情を露はしたる者なり而して其の君主をして能く秩序を重んじ徳義を貴はしむるには又た自らから其の方便あり蓋し君主の暴横以て社會を亂し人民を害せんと欲するも敢て有力ある手段あるにあらざる君主は實に金力と兵力とを有せざるなり好し一時兵を招集し得るも其の兵の在營僅に四十日間にして直ちに解散する者あれば決して君主の爲めに其の平生權理を尙ぶの性質を枉げざるべきなり其の偶々軍營に在りて學び得たる所の訓練は却て其の期滿ち各々家に歸るの日各自の權理を保護するの手術となるに足る者なり以上の如き兵力の王權を制限するに於ては立法府より却て有効有力なる者なり今日に在ては兵力は只管行政權の器械たるに過ぎざるも其の當時に於ては全く行政權を箝制するの器械たりしなり方今政府

に抗抵を試るが如きは極めて困難危険の業なれども十四五世紀に在
ての幾と尋常容易の事となせり一揆騒亂を企つるが如きは今世恰も
請願を爲すの思ひを以て之を企て一呼して萬餘の軍勢を形成する敢
て難きにあらざるあり若し君主にして國民の輿望を収むる能はずん
ば一握の弓一柄の斧を得んと欲するも其の道なく坐して滅亡を執る
の外又た奈んとも爲す可らず勢茲に至らば我エドワード三世の名譽
と勢力とを以てするも飽くまで民怒に逆ぶて其の寵姫を保護するを
得ざる可きなり
ヒューム其の他學者等は十五世紀の英國議院が王位篡奪者の一の抗
抵を試みずして輒く之れに服従したるの舉動を以て當時の議院は無
氣力なりと明言せり是れ洵とに事態に通せざるの僻見よしと當時議
院が幾多の事件に對して執行したる所の行爲に就て觀察せば決して

其の無氣力にあらざるを知るに足る可し之れを要するに當時の革命
の全く貴族平民の一致協合に由りて結果したる革命は其の貴
族平民を代表する所の代議士等が之れに賛成したるは固より其の本
分のみ何を怪むに足らん當時議院は分別もなく狼狽な戦亂の結果を
る篡奪の事に服従伴隨したるにあらざ國民一般の感情に伴ふて議院
も亦た其の感情を變じたのみ當時憲法に於て王權の暴横を制するは
實際國民の掌中に在る所の武力の強大有効なるに若かざるなり亞細
亞大陸の諸邦會て立法院の備あるにあらざ然るに能く政府の暴虐を
抑制して社會の安寧を維持し得る所以の者は則ち國民の輿論なり而
して民人皆な兵なるの組織なれば隨て人民の輿論は犯す可らざるの
勢力あり即ちエルクスピンストン氏の所謂アスカニオン王は擅に地
税を増課し裁判權を冒す可らざるが如き其の一例なり

我歐洲中亦た前段の事情に均しきの王國あり而して是れ等の王國は
 渾べて代議院の設けあり然れども其の代議院は強て行政部内に干渉
 するの必要なく又た君主が或は憲法を破るなきか等の掛念を要する
 に及ばず常に泰然として立法府たるの尊嚴を保有せり而して其の君
 主は暴力を逞ふし得るの地位に立ちながら實際其の暴を施すの力を
 なく若し君主にして少く野心を顯はすが如きとあらば忽ち覆亡踵を回
 らすに及はざるなり國民は王權の強大あるを憂へずして却て其の微
 弱なるを悲むの傾向あり斯る國情の下には必ず權臣の跋扈は其の通
 患にして王權は以て國民の財産を保護し又た警察權の安固を助る
 に於て不十分の憾を免れざる者なり
 國家文明の度漸く進昇するに及んでは世局一變して軍事は一個の學
 術的とあり専門的となり人民は兵役を嫌忌するの念を生じ金を以て

兵役を免るゝの手段を運らすに至る於此始めて別に軍事を擔當する
 所の一個の階級即ち軍人の一社會を編成し常に王家の手に附屬する
 の任組とせり爲めに動もすれば王家の爪牙となりて國民に敵する
 の場合なきにあらずして古來貴族平民が各自の特權を保護するに於
 て力らありと頼みてし所の武力も全く王家の手中に移り去れり故に
 君主の勢力長大あるの比例を以て臣民の勢力の次第に消滅も遂に人
 民の武力に依て力を政治上に加ふるを得ざるの結果とあり亦れり歐洲
 諸邦に於て以て往百五十年間一揆争亂なきにあらずれども其の一揆に
 して軍人社會の助力を藉らずして能く其の功を奏したる者は曾て之
 れ有らざるなり
 苟も君主が其の臣民に依頼する間たは王權制限の事も適當に行われ
 得るも今日に至りては其の制限も幾んど無効に屬せり平水を防ぐに

足るの堤防の大潮の汎濫を制するに足らずバヌトラの言の如く大潮一たび空を捲て横流せば區々たる人爲の堤防其の用をなさざるや
 或古代の憲法に其の時代に於てこそ王權の暴横を制禦するの堤防たりしならん今日に於ての寸効あるを見ざるなり
 當時歐洲大陸中僅かに能く專制政体の建立を免がれたる者の獨我が海島の英國あるのみにして其の位地とゼムス一世の温厚なる政策は曾て常備兵の必用を覺へずして近隣諸國の之れを備ふるの後方
 灰むきを経て始めて之れを備へたり故に我英國人民は諸國が常備兵を備へたるの結果は如何に傾きしかを局外にありて能く之れを觀察
 するの機會を得たり即ち我英國人民は諸國人民が王權の強大に困窮の景況と其の議院が國民の實力に頼る能はずして漸を衰弱に傾きの弊害を洞觀せり夫のストラッフルドの眼光は王權の擴張は全き兵

權を握るにあるを察し王に説くに王は其の意見を以て兵備を爲すを得るの特權あるべきを法官に是認せしむ可き旨を以てせり彼れ曰く一旦兵權を掌握せば如何なる制限約束あるも王權を張大せしむるに於て何かあらんと吾人は實にストラッフルドの此の名策たるを認むる者なり而して吾人の又た假令其の君主宰相等にして專制政体を創立するの意なからしむるも兵權一たび王家の手に落れば憲法破壞の憂は免かれ難きの理由あるを信するなり看よ若しチャレスにしてゴッダビウス、アドルヒースの所業を執らしめ又た日耳曼に於ける新敎保護の軍を起さしめ連戰連捷以て國民の満足を買ひ四五萬敢死の貔貅を以て其の身を擁護するの地に立たしめば吾人は我英國が尙ほ能く君主專制の制度を排却して立憲政体の美制を保持し得べき乎を疑はざるを得ざるなり勢茲に至らば王が議院の協賛を得ずして軍用金

を徴課するも法官は之れを裁可すると尙ほ響日の造船用金に於けるが如くならん若し之れに抵抗するものあらば忽ちエリオット・ハンブデン諸氏の苦慮を蒙ひるを免れざる可し而して議院の如きは全く有名無實唯た一回君主の即位を祝し政府の行爲を讃揚するが爲めに召集せらるゝに過ぎざるが如き悲むべき運命を以て老死するに至る可きのみ

以上の如く武斷主義を以て憲法を破壊せられたらんには我英國を會は軍隊の指揮と愛蘭土戰務の一切を擧げて夫の民權撲滅を以て其の目的と爲す所の王の手に委ねざるを得ざるに至る可し而して若し王が殺戮亂暴是れ事とする虎狼二萬の大軍を率ひて愛蘭土より還り來るを目撃せば當初兵事の全權を王家に委ぬるの議を賛助したる所の人々も愕然として其忠義心を失ふに至る可し

王權黨中眞實に憲法を尊敬するの徒も亦た少しとせず而して此の輩は王が向後憲法に隨て國政を行ふとの嚴肅なる誓文を發するにあらざれば容易に王に與みせざる可しとの見解は實にハラム氏の議論にして吾人も氏の意見に一致せんと欲する所あり然れども彼れ等は實に國家の危難を制するの注意を怠りしなりファルクランドは夙に王權黨中に於て鏘々たる人物として數へらるゝ所の者にして如何にも才幹徳義を備ふるの人なるには相違なきも政治家たるの人物には其の性狷介に過ぐるの病あるを免れず彼れは其の勢力の衰微に傾きし時に當りては政事家たらん者は少しく其の黨派に弊失あるも之れに頼て其の身を起すの必要あるを悟らざるなり瑣々たる弊害を視ると大惡を視るが如く自黨に一失あり忽ち之れを去て彼れに與みするが如きは其の通癖なり然れども彼れの去就は常に強を去て弱を助くる

の所爲にして其の義侠心に富むの一段に至りては彼れの名譽として吾人の記憶せざるべからざる所なりチャレスが其の人民を虐制するの時に方りてはフアルクランドは民權黨中に在りて王に抗抵したるの一勇士なり彼れは勢力飛鳥を墜すのストラップホールドを攻撃せり彼れは英國教會を反對する所の手段に一致せり彼れの奇節大凡そ如此然るに其後彼れは自黨の少く詭激に過ぐるの所爲あるを嫌ひ去て王權黨と與みせしが王權黨亦た此の弊あるを以て大に其の心を苦めたり而して彼れは嚮きに民權黨に在りし時該黨が勢を挾て暴激を逞みせしを嫌惡せしが如く今又復た王權黨にして一朝捷を獲るに至らば王の壓制如何あらんかを慮り常に懼れを自黨の捷利に抱きつゝ朝臣等の跋扈を憂虞せり然れども一旦王黨に與みしたるの面目に對し又た復た之を去るに忍びず百方慰撫温和の手段を盡し遂に憐む可きの

時に於て空く恨を呑で地に入りたり若し彼の死後に起る所の舞臺を通じて彼れの性命を假さしめば彼れは必ず王族と共に追放の苦難を分ちしに相違なかるべく又た歸り來て政府の所置に反對を試みしに相違なかるべく或は羅馬法王黨の反對者なりとの強誣を蒙り又た反逆黨の協謀人なりとの冤を荷ふて獄に投せらるゝ事もありむならん而して若し慘虐なる法吏の死刑宣告を免かるゝを得て斷然ゼエムス二世の暴政に反抗したるの末ゼエムスは遂に追放せらるゝの革命起るに至らば彼の義侠心は又たゼエムスを憐むの念を生じゼエムスを廢するに忍びずしてゼエムスが追放に遇ふて他國に流寓するの其間だ一時攝政官を置くの議を發し飽まで新朝廷と抗節を抱て其身を終るに至る可きは吾人が彼れの從來の性行を徴して疑はざる所なり

吾人は當時王權黨中に往々有爲の傑士輩出せざるにあらずとのハラ
氏の説に敢て異議なきなり然れども活眼能く時勢を看破するの識
を具ふる者に至ては寥々として其の人あるを知らざるなり此時は方
り歐洲諸邦は殆んど憲法破滅の流行病に冒されたる者にして我が英
國憲法の如きも亦其の病に罹り諸外國と共に其の運命を同ふせんと
するの場合に臨み我議院は百方力を盡して其の厄難を禦ぎしは實に
千古の一大名譽と云ふ可き也

議院の首領等は當時單に古憲法を維持するに熱心なる者なり或は之
れを破壊せんと企圖する者なりとの評定の皆な誤謬の見解たるを免
れず吾人は嚮きと論せし如く舊時の憲法は到底維持し得べき者にあ
らず時勢の進歩國力の富裕軍制の變革民智の發達は決して昔時半開
の世に行はれたる憲法の保存を許す可らざるなり若夫れ王權獨り伸

暢して民權の暢達之れに伴はずば是れ即ち民權の退却と云はざる
可らず君主政体と民主政体とは夫のフエリークエンなる小説の二人
の兄弟の位置に類する者あり一人の所領なる地面は日々潮水の爲め
は洗削せられて泥土を他の領地に流入し一方は自然に其の面積を擴
充し得ると共に他は益々減縮し歸するを免れず於此乎又た更らに一
様なる分割を以て之を回復せざる可らざる也

此故に憲法の精神を維持せんと欲せば先づ其の外面の腐蝕を削除せ
ざる可らず外面の削除とは則ち千六百八十八年の改革の如く從來の
王統を廢し更に國會に於て之を撰舉し而して其の撰舉せらるる所の
王は議院の特權を敬尊し議院の補翼に従ひ議院の議決を尙び且つ議
院の信用する所の人を擧げて政務に當らしむる等の條件を以て王を
撰舉するに在り是れ即ち外部の腐蝕を除て憲法の精神を保持する所以

なり然るに議院は王統の變革を好まざるが故に曾て其の改革に於て間接に爲したりし所の所置を直接に施すこそ却て肝要なりと云はざるを得ず若し當時國會に於て其の後夫のウエルクリアムの朝に施したるの改革を以て之をチャレンスの朝に行ひたらんには國民の満足以て國會の徳を讚美し決して狂暴詭激の擧を學ぶが如きと勿るべきは毫も疑ふ可からざるなり然れどもチャレンスの朝に向て如此の變革を行はんと欲するは到底至難の事にあらざるべき乎抑もチャレンスはウエルクリアム及びハノーバ家血統の諸王の如く國會は對しては其の利害休戚を同ふせざるものなり故にチャレンスに加ふるは單に約束規定等を以てし以て之を箝束掣肘するは蓋し止むを得ざるの手段なり然るにハラム氏は國會より王に向て呈出したる所の十九ヶ條の意見書に對して非難論駁を加へたり是れ吾人の大に怪む所なり若しセネムスニ

世が英國に在て王位を繼承するを得たらんには國會は十分嚴重ある約束を以てセネムスに加へたるならんとは幾んを疑を容るべきに足らざる可し之に反して若し永期國會が當時チャレンスの去國に乘し直ちに其の讓位を布告しセネムス若くはノールサンパルランドを以て之れに代らしめば其の擁立せらるゝ所の新王は強ち國會の制御を受くるとなきも其の位地は則ち暴政を施さざるの保證となる可きあり吾人は夫の十九箇條の意見書中唯た羅馬教に對する條目の外別に非難を加ふべき者あるを見出さざるあり而して其の條目とては當時の趨勢に於て斯くの如く爲さざるを得ざるの場合ありしなり新教徒等の眼を以て之を視れば實に無前の好條目と認めたるなり又た其の箇條中新たに貴族を立つるの條項も就ては吾人少しく疑なきを得ず而して法官は其品行上不都合なき以上は決して免黜す可からずとの條

項の如きは毫も間然する所なかる可きなり又た王子王孫の教育及欲其結婚は議院に於て之を監督するの權理は夫の革命以後凡そ國王は羅馬教信者と結婚するを得ずとの同一主義を執りたる者にして是亦尤不當の要求と云ふ可らず吾人は革命時代の政事家が若し國王にして舊教信者なる女后を娶るあらば國家を禍するならんとの思想を抱きしを非難せずして獨り現に其の信者なる女后を有する君主の下に立の所の議院が嚴重なる制限を其の君主に加ふるの止むを得ざる者なりとの思想を非難するに忍びざるあり看よ女后マリアの勢力は實に一國の政事を左右せし者あるよあらずや其他王族の規律及び其の子孫の教育結婚等の事に至ては女后一使指の勞に過ぎざるのみ女后既に舊教熱心者たり國王の心亦た之れに倣ふなきを保せんや此問題に關しては吾は少く凡俗の見に従ふの嫌なきにあらずと雖兎に角舊

教信者をして我君主の配たらしめざるを以て治國の計を得たる者と云はんと欲するものなり若しチャレンスにして當時永く王位を繼承するを得たりしならば彼れの家政は國會の支配の下に置かしめざる可らざるあり

國會は宰相任命の可否權を要求せり元來此の特權は既に千六百八十八年の革命以後全く國會の手に歸し在れり吾人は此の特權は宰相の更迭ある毎に儀式上國會の諾否を問ひ徒に交渉往復の煩を加えんよりは今日の如く國會は其更迭の際異常の事件あるの場合にのみ之れに干渉し普通尋常の場合には一切國王の專權に委附することを得策なるを信するなれ然れども若し國會の擁立に據らざるの王統に在りたるらんに國王の專權時に或は其の圓滑を缺くの虞なきを知らざるあり吾人は茲に再言す夫の革命以來其の位に即ぐ所の君主は悉く國

會の撰立に係る者にし充則ち其廢立も亦一に國會の手に依る者なれば如何なる暴横の君も雖も國會の意に負て私意を擅にする能はず左れば宰相任命の特權を以て君主の手に委附するも君主は國會の意向に反するの任命を行ふの力なきは決して疑ふに足らざるなり是獨りチヤレスに至ては國會の手に由て立つの君主にあらざれば箝制約束を以て之れに加ふるも蓋し止むを得ざる也
 元來我英國の法律上國會の議決の國王之れを拒否するを得ずとの規定あるなきなり然るは當時此の主意を以て王家は加へんは欲するの傾向を露はせり於此ハラム氏言を爲して曰く果して國會の要求するが如くんば君主は單に虚器を擁して空位に坐するに過ぎず王政の本体何くにあるやと現今此の條規は革命後恰も權理法典及び王位繼承法の中に含有せらるゝの姿とはなりしなり吾人は爾來今日に至るま

て百三十年の間だ實際に行ひたるとなき此の特權に向てハラム氏が恰も大事件に對するが如きの筆鋒を以て極力之れに論難を試みむは少しは怪訝も堪へざる所なり
 凡そ兵權の歸する所は則ち實力の存する所にして兵力なくんば須臾も其の安全鞏固を保つ可らざるなり此の論は當時王黨及び民權派の共々能く唱道せし所の者にして議院の民兵の總督の權と愛蘭王征討の指揮權を得んと欲するに熱心せりヘンリー王揚言して云く朕の神明に誓ひ此の權を議院に移さざる可しと皇后又た曰く民兵總督の權我れも在り依て以て萬般の權理を回復するを得べきのみと蓋し舊憲法よ據れば兵權も全く王家の專有物にして議院の得て干與する所あらざるは實にハラム氏の説の如し吾人亦た主權の一部分なる兵權を以て議院に屬せしむるの不可なるを信する者なからば反對公明論難交讓等

は議院の特性として統一、秘密果斷等は則ち軍事の本質なり其れ此の如く性質相反するの軍事を擧げて之れを議院の手に移すが如きに至ては決して國家安全の計にあらざるなり然れども君主が其の兵權を恃んで憲法を破壊したるの例は古今各國甚だ少しとなさず殊にチヤレス其人の如き暴戾の君主に與ふるに兵權を以てするは當時の情勢に於て危険ならずと云ふ可らずベニス^{ベニス}の寡人政府及び荷蘭の議院は兵權を王室に與ふるを嫌ひ其有司等と議院の間に於て之を統理し以て王政武力の壓制を防ぐを得たりしも外戦一發するに及んで其狼狽支吾遂に大に國計を誤りたり又た佛王路易十四世は兵權を其の手に握り能く四隣を威服すると同時に之を以て其の國民を壓制せり夫れ然り兵權孰れに歸するも其の禍害遂に免る可からざる者なれば務めて之れが中庸を得るの道を講せざる可らず吾人以爲らざる未だ何人ぞ

雖ども其中庸を得るの道を發見したる者なかる可し然れども吾人は當時英國の形勢に就て之れを考察するに議院が屢々要求せし如く姑らく兵權を上下兩院の間に置き憲法の確定と人民の權理其の習慣上に於て鞏固なるを表はし君主の力又た猥りに之を蹂躪すべからざるの時に至り始めて之れを王の手に捧ぐるの所置を國家安全の長策なりしならんと信するなり

然るに今氏は當時兵權所有の争に就き國王は議院の承諾を得るにあらずんば常備兵を動す可らざるの規定を立て以て兵權を王の手に移せば容易に和解し得べき者の如く思惟し専ら理論上より説を起し恰も當時昇平無事敢て干戈を動すの必要なき者の如く論斷せし吾人以爲らざるは其の至るに當ての形勢に注意を欠きたるものなり如し當時愛蘭土は叛亂鼎沸の最中にはして之れを征服せざるを得ざるの急ある

にわらずや議院の實は卓上の理論空談として之を講究せしむあらず
 直接國家の安危盛衰を關するの實際的問題として講究せしむる即ち
 國王兵權を其の手に収め愛蘭土を征服して凱旋するに及んで其の
 餘勢必や平生深く嫉惡する所の議院に向て逞ふする所なかる可らず
 斯る君主に向て危險も兵權を委附するに果して國安民利の計は非
 ざるや否を講究せしむるなり

蓋し吾人の上下兩院の所爲を就て之を辯護せんと欲する者もあらず
 否な寧ろ大に之を駁撃せんと欲する者なり元來世上完全無瑾の人物
 を得んと欲するは甚だ難き業あれば完全無瑾の國會を求めんと欲す
 るは尙ほ更ら望む可らざるの事なり況や過失瑕瑾の常は一箇人も少
 ぶして聚合体に其の多きを見るに於てを而して人間の情熱の同感
 相頼るの情念を煽起せられ易き者にして刑罰を畏れ羞辱を感ずるの

念の多數同類の分負に依て大に其量を減ずるものなり看よ自己一身
 の爲めには之れを行ふを憚かるの所業をも其の黨派徒黨の爲めには
 進で之を行ふを憚からざる所以の者は即ち是が爲めはあらずや
 双方の善惡能く判然明白ある場合には各自一個の私争の輒すく起り
 得るものにわらず然るに國民を二派に分割したるの兩黨間も各々
 無數の小分派を湊合し自黨の亂暴なるを厭ふて窃かゝ意向を他黨
 にも傾くるものも少からざる可く或は主義の如何を問はずして其身分
 の關係住所の遠近等より去就を定むるもの或は政海の波瀾紛擾極り
 なきの時を利用して野心を逞ふせんと欲するの徒蓋し其の多きも居ら
 む此の輩も若し其の黨一朝失敗せば直ち之れを背き之れが財物を
 掠奪して奔るの胸算を有するものなり
 以上の如く無頼無耻の徒相集りて各々黨を樹て派を結んで一世に呼

號す其の結果たるや國家の騷亂をわらずして何をか待たむ若し人間社會の歴史の實際罪惡を以て充たされたる者なるを識らざるの人をして是等黨派の裏面を一見せしめば直ち嘔吐を堪へざる可し然れども此の賤忌すべきの弊害を厭ふの人は到底國家の大事を任するに足るの人をわらざるなり

ハラム氏當時の國會を評して曰く國王と國會の争鬭の當初よりクオンウェルが國會を蹂躪するの時に至るまで其間國會の所爲動作の正當寛大并に政事上と對するの智力と勇氣を顯はざるなりと蓋し嚮きよ國會が王に請求せし條項に就て吾人が評論せし所の主意は同意を表するの人の此のハラム氏の嚴酷なる評定は一致せざる可し其後國王と國會の軋轢益々危劇を逼り遂に破裂して砲烟漲り彈雨飛ぶに及んで國會の尙は辭を卑ふし禮を厚ふして再三當初の要求案を棒

呈せり而して其の要求は則ち最初の要求にして其の戦利を失ひし時と雖も本来の主義を枉ぐるをなす又た其の捷を得たるの後なりとて傲慢敢て制限を越えて王權を蠶食するが如きの傾向を顯はさず終始一轍民福惟れ計るに熱心なりしに至りて吾人の國會が能く正當と寛大を保ち併せて政事上の智力と勇氣を備へたりしを嘆賞せざらんと欲するも得ざるなり

然らば則ち國會は果して過かかりし乎曰く何ぞ其れ然らん國會がラフド氏を死刑に處したるが如きの其の苛慘なる吾人のハラム氏と共に其の不法を責めんと欲するなり蓋しラフドは實に卑劣謂ふに足らざるの老髯のみ我歴史上古來彼れが如きの賤劣なる人物の多く其の類を見ざるなり當時英國教會の一部の人々頻りに彼れを敬信して止まざる者の世間の愚母が其の痴兒を癖愛するの状も外ならずハラム

氏が偶々ラフドとストラツホルドとの往復書類に就き其の毫も敬神愛人の意を含有せざるを論ずるや彼を迷信するの徒に之を辯護せんと欲し其の書類を抜萃蒐集して之れを世に公せり吾人其の所謂拔萃なる者を閲するより更に高尚なる意味あるよりあらず又た神と人との對する義務を説きたるよりあらず唯だ僧侶社會の繁榮品位に向て一種の感情を露したるより過ぎず今試み其の二三を摘記すれば蓋し左の意義より外ならずラフドのタブリン神學校の内部の紛擾を調和せんことを熱望せり彼れの教會堂を以て厩より代用せられたるを悲み且つ愛蘭土の寺領の微薄なるを嘆息せり彼れの教會集合の人員甚だ寡きも其の儀式の尙は舊より依て履行せらる可きを希望せり彼れの寺院の領収に係る十分一の貢税の議題を判決する所の法官任命の必ず僧侶の利益を保護するの目的を以て撰拔せられんとを主張せり云々上來

の希望は誠より大僧正たるの身より取りての無理ならぬ希望にして尙は町村長等が其の町村の利益の爲めは町村の通行税を課せんと欲するが如く又た東印度會社の總督が其の會社より特許狀を得んとに熱心なるも其の趣を同ふする者なり然れどもラフドの是等の希望を以て直ちに敬神愛民の至情を有するものなりと云ふ者あらず實は噴飯に堪へざるの放言のみ如何なる僧侶と雖も自己の品位勢力に關するの紛擾或は其の會堂の零廢其の儀式の衰滅を促す者あるに及んでの熱心に之れが調整挽回を計らんと欲するの人間自然の情にして怪むに足るものなし而して其の書中毫も邪惡の念あるを認めざるも去りとて之を以て彼れが平生の不正敗徳を掩ふに足るの價值ありと云ふ可からざるなり

元來ラフドの敗徳不良の小人なるもの相違なきも敢て法律より反戻し

たるの行爲あるよわらず尙ほ又た彼を罰するも既往も遡るの法律を以てする程の悪も價ひするの人物よわらず要するも彼れも其の善不善を問はず大事を爲すの器よわらず彼れの惨忍なる心術のストラツホルドの如く益々其の殘忍の區域を擴むる所業を爲し得る者よわらず唯た其の飽くを知らずして暴慢も奔るの陋癖も性急もして怒り易く爲めも煩悶自ら苦むの贅澤も彼れの特性のみ國會が彼を罰するも強ち死刑を以てせざるも自由も彼を放て王室の所在なるオツクスフホルドも置かしめば則ち足れり彼れも其の兇惡なる性質を以て自から苦悶し或りピウリタン教を嫉惡し或は王黨と争ひ其他煩惱狂鬱種族の痴態を以て其の生を畢るも至る可く是れを國會が不殺の恩を以て此の無耻の老髭を罰するの良刑よわらず或は當時國會が數を戰機を誤り爲めも最も不利危険の手段を執らざるを得ざるの有様も陥ら

しめたるも誠も掩ふ可らざるの失策あり夫の有名なるエッセツクス、マンチースタト其他の人々等も一旦劍を把て王家も反抗せしも其の心事堅固ならず優悠不斷只管自家の敗滅を恐るゝと共も又た其の全捷を好まざる者なり彼等も唯た國王をして窘盛困頓己むかく我が要求も従ひしめ而して尙ほ永く憲法を尊崇せしめんと欲するもあるのみ彼れ等も實も其の黨派中の下流の一群が暴悍過激此の一舉を以て新たも勢力を占めんと欲するの目的を助けて之れが犠牲となり器械となるを喜ばざるなり於此兵氣振るも戰畧敏ならず三回の戦尙ほ勝敗を決する能はず最後漸やくフエヤ非フエクツス、クロンウエル等の智畧も猛悍なる圓顛派の武力を以て全捷を収むるを得たりと雖も若しエッセツクス、ワールラト等の姑息手段を以て之れも處せしめば國家の平和果して何の日も在るやを知る可らざる也

若し一般世界の經驗上より定め得べきの眞理ありとせば平和の精神を以て戦争を爲すの脆弱にして猛惡なりとの眞理の動す可らざるが如し和議媾睦の談判の如き或の熟議猶豫の間は其の効果を見るべきも若し夫れ談判破裂して最後の手段を以て其の紛難を療せんとするの時と際しては猛悍激烈は其の療法にして緩慢遲鈍の方法の到底寸効を見る可からざるのみならず却て多くの人命財力を亡盡するの害あるを免かれざる也

當時の抗戰の實は緩慢遲鈍三年の久しきに亘るも其の局を了する能はざるのみならず課税輕減の目的すら尙ほ未だ達する能はず時と或の當時の實勢と事情は背ひて窳かば媾和の計を爲す者あるに至れり若し猛劇奮進十二合の接戦にして勝敗の局を決し曠日彌久空く幾萬の人命と巨額の財貨を砲烟血雨の間に没消するが如きとなからしめ

ば事後民怨の鬱積も容易に消散し得べかりしは兵禍亂結殺伐相軋るの欠しき今の市民も干戈の事を以て其の職をなすに至りたり殊に國會の主領等は其の黨與の亂暴を制するの威信なきに國家を擧げて幾んど無秩序無政府の野蠻世界に陥れ此の時と方ては豪邁果斷一世を凌躐するの大豪傑の出で、以て此の禍亂を戡定するあるにあらずんば一國の安危知る可らざるなり然れども今や此の人既に亡矣而して議院の力尙ほ或は君主の凱旋を妨げて龍動首府を掠奪虐殺の間に救ふを得る亦た甚だ難きにあらざるべきか要するに純粹潔白ある全捷の希望と全國の民心を一致せしめて正當なる人權を保全するの希望は業既にハンブレンの墓中に埋没し去れり

爾後國會の勢力大に衰へ自ら其の兵權を解き去る可きの議を決し隨て兵制も亦改革せられたり而して其兵權を解き兵制を改革するは他

日危難を醸生するの源因たるは疑ふ可くもあらざりし然れども當時の勢は到底國會自ら王家に屈從して兵權を捧るか然らずんば之を獨立黨即ちクロンウエルの手に移さざるを得ざる者にして向後の危険を豫知せざるにあらざるも他に良策ある可からざるなり夫れ然り而るに兵權譲移の事に至ては吾人は之れをチャレスに捧ぐるの危険を執らんよりはクロンウエルに譲るの聊か安全ならんを信するなりクロンウエルも亦暴悍専制を好むの人にてはありしかれ共之を夫の陰險邪曲飽まで私憤を國會に逞ふせんと欲するの禍心あるのチャレスに比すれば蓋し霄壤の差あるべきなり若しチャレスにして一たび兵權を掌握せば其の蹂躪する往日五人の議員を捕縛せしに比にあらざるべく又た異日クロンウエルがマルチン等を捕縛せしの虐手よての止らざる可し若し我英國よ於て如何なる暴君をも冊立せざる可から

ざるの不幸あらんは蓋しチャレスは其の最後の撰ぶ當る者ならん」
 チャレスの軍既破れ其の黨派既離散するに及んでチャレスの國會の手も落ち國會も亦たチャレスと俱に獨立黨の掌中も落ち去れり於此從來國會とチャレスの間も相争ひ來りたる所の權力は全くクロンウエルの左右する所となりたるなり抑も他の災厄衰亡を憐むる人間自然の情なるに當時の英民は既に倒れんとするの國會も對して毫も痛惜の意を注がざるのみならず却て之を輕侮し遂に夫の賤むべきランブ、パーリヤメントの運命も陥れ又た暴戾無道を以て亡びたるの君主等も忠死の美名を附して之れを讚賞するが如きに至ては人情亦た奇と云ふ可きのみ
 ハラム氏はチャレスを死刑に處したるの不法なるを痛駁せり吾人も亦た氏の所謂我内亂の如く國民二派も分裂して相争ふたるの舉動を

以て直ち普通の叛逆と同視す可からず其の敗者の國法に據らざして萬國公法に據て處分せらるべき者なりとの説に同意せんと欲するなり而してチャレンスの處分に至ては其の何づれに由て處分せらるゝも格外の差あらざるべし之を國法に照せば彼れは敗軍の虜客のみ更らに之を公法に徴すれば則ち未だ君主たるの資格を失はざる者なり若し試よチャレンスをして戦勝者の地より立ち其の反對黨の領袖等を死に處するあらしめは彼れは忽ち非難攻撃を免かざる能はざるべし然れども反對黨は法理上決して謀叛人たるの罪なしと云ふを得べからず蓋しチャレンスは法律の精神に戻らずして能く其の反對黨を死刑に處するを得べく又た憲法に背かずして優に之れが執行を遂ぐるを得可きなり之れに反して反對黨等は法律に戻らず憲法に背かずしてチャレンスを死に處せんと欲するも道理の之れを許さざるを如何せん若

し夫れチャレンスを死刑に處せんと欲せば單に切迫必要の事情を要するのみならず其の切迫必要なるの事實を表明するに足るの種々の成り行きを經行せざる可からず則ち兵力を以て政府を顛覆し從來の制度を破壊し或は最も危険なる所置の先例を造り上下兩院を蹂躪し其の他新に刑律を設け新に法廷を造り新たに審理法を立つる等の煩且つ險を冒さざる可からざるなり而るに彼等は野心客氣の情火に驅られ實にチャレンスの頸血を買はんが爲めに國家の憲法を犠牲にし立法司法の組織を破壊し陪審官の職權を奪ひ尙ほ兵隊の手を假りて國會末期の代議士を放逐して憚かる所なきなり

若しチャレンスは最後の血統にして之を除けば其の王統茲に斷絶するものならしめば彼を弑するの一理由あるやも知る可からざれども其の後嗣は他の箝制を受くるとなくもて當時身を他邦に置けり故に亦

チャレスの死するや四方勤王の徒は争て其の後嗣を奉戴し以て王政再興の機運を挽回するに盡力せり斯る事情の下に於てチャレスを弑するは毫も王家の存廢に影響を與へずして偶ま以てチャレスを放赦したるに異ならざるのみ

吾人はチャレスの性質を厭忌せざるにあらず然れども嘗に之を厭忌するの故を以て既往に遡るの法に據り之を罰するが如きは背理の太しきものと云はざる可からず蓋し王を死刑に處するには此の王にして世に存在せば必ずや社會を紊亂する等の危険あるにあらざれば行ふ能はざるなりチャレス一個人の抱有する野心は如何に危険なればとて直ちに死刑宣告に値打ちすべしとは吾人の想ひ到らざる所なり況んや實際に於て有力なる危険ならざるに於てをや而して其の危険なりとする所のものは王の一身にあらずして王を扶翼する所の王黨

にあり王の既に彼我兩黨の信用を失へり王の最も信任する所の評議官すら尙ほ王が詐譎陰險反覆常なきを憤り其の政策を補翼するを愧ぢて其の職を去れり當時クラレンドンがニコラスに寄せたるの書に言へるあり曰く王の身に禍する所の戦亂而かも上帝の神罰なるが如く見へ得る所の今日の不幸厄運よりも予の王が譎詐陰險反覆常なきの状を見て轉た悲嘆に堪へざるなりと

チャレスの才能の決して畏るゝに足るものあるにあらず唯だ彼が美術的の觀念に富むの性を有し文墨辨舌の技に長じたるの近世の君主中罕れに見る所の者なり然れども彼れの身軀脆弱にして活潑なる事業に堪ゆる能はず又彼れは人を欺かんと欲して却て己れを欺く其の通癖なり彼れの怠慢怯懦にして軍人の性格に乏しき人物なり例之

グロセスターの敗北は全く彼れの怠慢事を決するに勇ならざるも因

るものにしてキセビーの役の如きハ實に彼の運命を茲に決する大切の場合なるに彼れが狼狽錯愕舉止其の度を失せしが爲めに全軍恐慌に溺れて士氣沮喪し一敗又た起つ可からざるに至らしめたるが如きハ則ち彼れが怯懦怠慢軍人の性格に適せざるを表するに足れりクラレンドンハ殊勝なもチャレスの當時の失体を辯護して曰くキセビーの役王ハ既に單騎突進馬を躍らして將さ敵陣に斬り入らんとするや適々蘇格蘭の一貴族某馳せ來り馬を扣て強て之れを諫止せしより其の志を果さざるなりと然れどもチャレスはして果して決死の意あらしめり其の苦諫の士を殺すに至るも馬首を回へざる可し何人と雖どもクロンウエルの如き人ハ對してハ死を冒して斯かる諫を爲すものあらざる可きなり

當時社會の危難を醸成する所の者ハチャレスを弑するの事則ち是

れなり彼れの暴政ハ英國人民の高尙なる精神を毀害するに足らず彼れの兵力は到底勝を制するの力あるにあらす彼れの技能は國民を瞞着するに足らず然るに彼れを斷頭場ハ誘ひしハ大に英國人民をして哀憐惻怛の情を動かさしめたる者あり古來政事犯を以て刑せらるる者ハ總て從容死に就くを以て譽れとなす其の來て刑臺に上るや數千の視線は一人に萃り其の舉止風采より言貌坐起の微に至る迄之れを筆にし之れを口にして以て後世に傳へ永く其の人物の如何を品評して止まざるなり既ハ刑場に臨むや遁逃其の道を求むべからず哀願其の生を望むべきにあらす此の萬死無生の途に入るに及んでハ傲慢と失望に却て其の怯懦の念を激勵して頓に決心を促すものなりキセビーの刑臺に上るや敢て大膽壯烈なる舉止を顯はしたるにあらざるも毫も卑劣怯懦の体なく從容として死に就きしが如きは夫に民心に感

動を與へ其會て彼を嫉惡せし念の忽ち變じて彼れを哀慕するの情となれり

然るにチャレスを以てエビスコパール教旨の爲めに忠死したる者なりと爲す者あり個の實に背理不稽の暴説のみ元來チャレスを弑したるの徒は實際英國教會并にピウリタン宗に熱心なるものよあらず左れば假令チャレスが議院の意を迎へピウリタン教を以て國教と定むるも同意すればとて到底彼等衆多の憤怨を釋く能はざるは言を埃たざるなり而して吾人はハラム氏の反對説あるにも拘らずチャレスが英國教會に向て熱心なる尊信を捧げしは全く其の政策上の假面に於て一時民望を收めんと欲するの權謀なりと斷信するものなり凡そ人の良心に一種微妙の感覺を惹き起すの機能ある者にして如何に正理人道を辨知せざるの徒と雖ども或は瑣末細微の事に對して謹心

遠慮するの奇態あるは敢て珍らしき事にあらざるなり當時王黨中ロキルタルキルと稱する敬神家ありしが王政維新の後強盜犯の罪を以て死刑に處せられたり彼れが絞首臺に上るや群衆を顧りみて予は平素教會の門を過ぐる毎に必ず脱帽の禮を行はざるのなほ謹愼此の如し死後必ず冥福を得べし云々と叫びしが如きは即ち其の例なり夫のチャレスは好しや其の良心に於てタルキルの所爲に感ずる所ありとするも又た基督教の第一の教旨は背戾しつゝ尙ほ其の教會に信奉の意を表するありとするも一たび彼れの性行を吟味し來れば毫も吾人をして彼れを敬信するの情を興さしめざるを如何せん
千六百四十一年に於てチャレスはスコッチデクラレーションを裁可せり蓋しデクラレーションに英國監督教會は神意に背戾する者なりとの趣意を記述せり其の後千六百四十五年に至り彼れは愛蘭土に羅

馬教を布かんとするの計畫に従事せり既に蘇格蘭土はプレスビテリアン宗を興し今又羅馬教を愛州は興さんと欲す何ぞ其れ宗教に一定の信奉心なき如此なるや宗教上此の輕佻無操のチャレスを目して彼は我英國教會は向て熱心信奉の意を有する者なりと謂ふも誰れか之を信するものあらん而して其の王權を保持せんと欲せば兵力は依頼するよりも英國教會は依頼するの安固なるに若かずとは彼れが自ら信する所にして曾て人々寄するの手束中又た此の意を露ひしたるものあり夫の宗教改革以來は王權の堡塞干城と爲りて能く之れが失墜を保護せしもの實は英國教會なり是を以て彼亦た永く教會を保護するは熱心せり而して彼れ其の心に以爲らく我一身の實に議院に取りて必要なるのみならず兵權を掌握する所の黨派は取りても亦た必要の躬よてあるべければ何れにするも決して我れは危難の事あるべ

からざるなりと而して彼れは必竟プレスビテリアン派の勢力を殺ぐは是れ則ち其の派と共に自ら勇猛剛膽なる一黨派則ちクロンウエルの手中は落つる所以の理を曉る能はざりしなり若し彼れにして此の理を解得するの明あらしめば終天の憾を呑んで地に入るの不幸を免かれたらんも未だ知るべからざる也要するは彼れは一時政畧上の爲めにスコツ、チデクラレーションを認可せしにも拘らず尙ほ又た英國を蘇格蘭土に布て從來の契約を破るが如きは拙策中の拙なる者と云ふ可きなり

チャレス王を残酷なる刑臺の下に埋めしより茲は始めて夫の絶世の豪傑クロンウエルは其の建設する所の幼稚なる共和政体は過大なる主宰權を掌握せり蓋し共和制度の衰頽に乗じて之を顛覆し以て王政を建設せし所の人々は必や英名を千古に垂るゝものにして其の名

譽は或の潔白純粹の名譽ありあらざるべきも以て世目を眩するに足る者なり又た壓制の羈絆に屈從して曾て權理の何ものたるを知らず人民相率ひて奴隸の境遇を喩喞するの國に於て少しく衆を異あるの智力を具ふる者あらば則ち起て一國の主權を掌握す甚だ其の難きを覺へざるべし近衛兵の謀叛、朝臣の徒黨、人民の一揆等も際し一議官一兵卒の地位に在て驟然起て王位を篡奪するが如きは往々羅馬世界若しくは亞細亞地方に於て見る所の實劇なり若し夫れ眞理公道の何ものたると自由權理の貴重すべきを辨知し其の政事家の功過及び制度の良否を監査するの自由を得又た其の人を服するもあらずして其の法に服するの識力を備へ其の貴族たるの故を以て其の官吏を尊崇せざるのみならず直ちも國家の公僕を以て之を待し又た政黨競争の須臾も欠くべからざるを會得するの文明社會に向ては如何なる智謀權

略に富む豪傑と雖も其人民を奴隸とし其の國家を私するが如きは豈に能く其の爲し得る所ならんや看よ牛馬家畜の類の如きは誰人の手と屬するも憚々として運搬勞役の苦を従ふべき兇悍猛犸の野獸に決して其の拘束を隨て鞭撻の下を馳驅するものもあらざるなり東洋諸邦の勇者が其魔術を以て猛獸を畏服し之をして牛馬の用を服せしむるが如きの奇譚は小説中に散見するとなきにあらざれども夫の活潑勇悍永く自由の制下に生息して又た專制壓抑の何ものたるを實踐せざるの文明人種を壓服し其の國民をして俱瞻我れに敬事せしむる至ては智勇絶倫の大豪傑纔か克く之れを爲すある耳

夫れ然り此の至難至險なる大業を成就したるの豪傑は實に我がクロンウェル其人を除くの外古今又た能く幾人かある專制政度の父母にして尙は自由政治の相續人を兼ねるの主治者たるもの、更に其の組

成する所の専制々度の特性と其の彼れが勇て受くる所の自由制度の特性とを其の一身に結び着くるを以て主要とす而して彼れクロンウエルの實に將さる類れんとする自由の斜照と將さに登らんと欲する専制の旭日を抱ひて以て一身の光輝を放射せり初め其の治國の主宰權を得んと欲するや勉めて自由制度の相續者たるの行爲を以て國民の興望を繋ぎ我が立脚の基礎既成るを認むるや忽ち専制の旭日を捧げて自由の殘照を排却せり彼れは實に身を微賤と興して絶大の偉業を奏したるの傑物にして固より深宮婦人の手は成長したるの暗弱なる王孫と階を同ふして其の性格資質を論ず可きとあらざれども其の子孫尙は父祖の性質を繼承する能ひざると共に其の偉業を繼承するものなきに至ては是非もなき次第と云ふ可きのみ

今ま試に指を古今の英雄漢と屈せんかシエザル、クロンウエル、ナポレ

オンの三人を以て傑中と傑出する者とあすべし而して又た此の三人に就て其の優劣を論ずれば吾人のシエザルを以て其の首に置かんと欲するなり彼れの實に他の二人の才力を併有し又た二子の手は欠く所の學術風致、頓智、雄辯等の諸徳を備へたり

ハラム氏のクロンウエルとナポレオンの比較に就て穩當なる評定を下せり然れどもクロンウエルの資質を對しては少しく不完全なる者料を取りたるかの疑なき能ひざるなりハラム氏曰くクロンウエルのナポレオンの如く制度改良の基礎なる立法上と關しては名譽を博するの希望を有せざるなりと吾人以爲らく是れ全く彼我革命の性質其の趣を異にするより然るものよしして決して兩雄の性質相反するが故とあらざるなり英國の内訌の人民の自由權理を扞護し又た之を恢復せんとするに基せり然るに佛國の共和黨は之を破壊し之を蹂躪せん

とするにあらずや英國の曾て民法の精神を燼滅するとなく其の外部すら尙は能く之を保持したり佛國の如きは法律の片影だも之れを留むる能はざるなり故に當時佛國の主治者たらん者の劈頭第一着に心力を立法の事に注がざるを得ず夫の有名なる建築士エニゴ、ジョシンの技倆はクリストヒヤ、レエンの技倆に劣るが如きの觀ある所以の者は蓋しレエン氏は幸にロンドン首府の大火の爲めに十分其の技倆を用ゆるの地を得たりしもジョシ氏は生涯斯る大工事に身を投ずるの機會に遭はざりしが爲めに自然其の名聲をレエン氏の下に置くに至れりとは能く世人の唱ふる所ならずや吾人は今此の一評語を籍りて以てクロンウエルの身上に移さんと欲するなり抑も彼れが立法上の事に深く計慮を爲さざる所以の者は英國從來の法度制律曾て其の毀害を蒙らず隨て之れが回復調理の要を見ざればなり蓋し彼れが正當

なる順序を追ふて代議制度の組織を改良し司法の事務を畫一に規定したるは今尙は英民が其の効を賞嘆して止まざる所なり吾人は尙ほ彼れが立法上の思想を抱有したるの證據として千六百五十六年十一月國會に於て彼れが演說せし筆記中より其要を抜て茲に掲記す可し云く我が國民が最も惡むべく又た最も恐るべき所の者の法律の不完全則ち是れなり予以爲く現今我裁判官の伎倆に敢て往昔の良法官に劣るものあるにあらず往時の卓越ある明法官豈に今日之れなしとせんや予以今更裁判執行上の全体に就て之れが論難を試んと欲すればも辯論或の長きも互りて諸子の嫌忌を來たさんとを恐れ深く之れが詳密に立ち入らざるべし必竟子の希望は諸子と共に此の不良背理の法律を改正せんと欲するに外ならざるなり僅か二三錢の金を竊取したるの罪に對して絞罪の極刑を以てし兇惡宥す可からざる謀殺

の重罪に對しては却て之を放赦するが如きは濫刑蕪法之れを何とか云はん予の現に此等の如き不正濫雜の裁斷を目撃せり斯かる背理不良の法律を以て治國の要具となさんと欲す豈に能く天譴を免かれんや予は此等不正の法律を改良するの時機を今日と失はんを恐るものなり故に熱心以て諸子と共に之れが改良の事に従はんを欲するのみ云々以上演説中の片言たるに過ぎずと雖も彼れが其胸中に十分法治的思想を蓄有せる者あるを見るに足る可きなり

戰將たるの資格を以て之を論すればナポレオンの材武或はクロウエルの此にあらざるやを疑ふものありハラム氏は言を爲して云くクロウエルの武勳は當世能く彼れに比擬すべき者なし彼れ曾て兵學校の教育を受けずして尙既に此の如しとナポレオンの完全なる兵學校の教育を受け又た彼れが伊太利遠征に率ゆる所の者の悉く精練の強

兵も然るにクロウエルは少壯より身を俗務に委ね漸く四十歳を越ゆるに及んで始めて兵馬の事に興かりしなり故に彼れは其の兵士を訓練するの前に於て先づ自己の訓練を勉むることを順序ならんは彼れが天賦の材幹能く幾萬新募の徵兵をして嚴肅軍紀に服し勇敢死生を忘るゝの軍隊たらしめ百戰百勝曾て一敗の辱を取りたるをなさに至てはナポレオン能く彼れの後に瞠若たらざるを得るか而して其軍隊が夙にクロウエルの撫練薰陶によりて養成したる所の高尚卓越なる精神を世間へ發揚せしは兵馬倥傯天折れ地裂くるの時にあらずして却て革命後チャレス二世の治下にてありたりきチャレスの政府新たよ立つよ及んでや其力敢て此の勇猛無比曾て一回も其の背を敵人に示したるとき五萬の虜虜を壓服するに足るものあるよあらず然れども彼等の腦裏よりクロウエルより受け得たる所の鍛練即ち平

時よ在ては必ず謹肅を守るべきの精神を保有せり故に新政府の一命令の下に忽ち殊勝にも武器を抛ち戎衣を脱して相率ひて靜かに民間に入り黽勉謹肅以て各々農商其の他の職業に従事せり而して其の品行動作の方正穩良なるは曾て久しく彼等が武器を以て救濟保護したる所の人民よ勝ざる者あるに至ては抑も之れをクロンツェル教養の素能く然るを致せるものと云はざるを得んや

吾人以爲らく行政上に對する思慮性質に於ても尙ほクロンツェルはナポレオンに過ぐる所のものあり然るにハラム氏は云く宗教惑溺の人を以て道法哲理を胸中に蓄ふるの尤物に比較するは幾と不倫の甚しき者なりと此の評言は適ま以て我英國の英雄漢に一層の名譽を加へたるに過ぎず觀よ其の所謂道法と哲理とは果して佛國の尤物をして其の情熱を制し國民の幸福を増進せしむるの一助となりたるか又た

人間普通の定則に遵ひ天地自然の法理に據り以て彼の兇暴殘虐なる戰爭に國家の名譽と國家の權力を賭するが如きの不條理を制するを得たりし乎抑も又た其の哲理道法は總べて冒險以て事業を天運に任ずるの暴を拂ひ而して其の困厄に陷るや怨憤怒狂の胸炎を制するの用をなしたる乎我がクロンツェルの如きは或は宗教惑溺の嫌なきにあらずと雖ども一身の榮利の爲めに冒險以て國家の利益を賭するが如きの暴をあさるなり要するに發明計畫等の材はナポレオン其長を擅にするを得べけれども若し夫れ古今の利弊を洞觀し前後の得失を考量するの明に至てハナポレオン決してクロンツェルの對手にあらざるなりナポレオンは實に蓋世の豪傑尙ほ學者群中にザールテイヤあるが如し然れども彼れが短氣奇矯の性情も無智の頑童が些少の事に氣を荒ら立て、其の褻具を碎擲するが如く動もすれば瀾潰

跳怒一時の情火に驅られて天賦の材能を曇らすが如きとあるは蓋し其の病なり然るにクロンウエルは其の性情極めて強健にして外物の爲めに掩はれず毅然として動かざるの風概あるは吾人敢て彼れが英人たるの故を以て云々するにあらず實に我英國の豪傑たるの性格を特に具有したるものあるを信すればなり抑も一國の主治者たるものにして生れながら彼れの如く天然主治者たるの特性を備へたるもの吾人之れあるを見ず又た如何なる人傑も卑賤より興りて一國の主權を其の手に掌握するに至れば忽ち暴制に傾き怠慢に流るゝの幾んど其通弊なるが如しと雖も彼れの全く此の弊竇に陥らざりしは則ち彼れが資質の然らしむる所ならずや世間才名あるの人其の下流にあるや衆に超えるの器ありて大に他の推重を得一たび擢んで其の主領となり衆を率ひて萬般の機籌を指揮するに至りて始めて無能爲すなきに畢るもの比々皆な是れなり之れに反じて彼れがクロンウエルが初め下流にありて庸人俗吏と伍を同ふして相周旋するに方りてや其の精神常に動搖して定らざるの觀さきよあらざりしが一旦其の伎倆に相應するの位置を得るに及んで毅然として屈せず泰然として動かざるの大精神を一定したるは是れ則ち彼れが先天の資性全く主治者たるに適して下流俗吏の位置よ適せざる所以よあらずや彼れの幸運の大よ其進度を早やめたるが如しと雖も尙ほ彼れの智力の暢發の急且つ敏なるよ若かさざるなり若し彼れをして其の材を用ゆるの地なからしめんか一市民よして老へんのみ之れを軍務よ用ゆれば即ち良將たるの徳を顯ひし之れを君主の地よ置かば即ち最良の主權者たるを失はず彼れが如きの眞よ人中の龍と云ふ可き歟ナポレオンの兵卒踈豪の氣風と古朝廷の儀格を以て其の身よ嬰ひ所謂半兵半王の風格を備ふる

者と云ふべしクロンウエルが其の身を起し其の位置を得るに至るの手段の光明正大會て愧る所の者なく又た其の性質の高尙優雅ある蓋し之れを天も稟くるものにして天晴れ英國の主權者たるも背かざるなりとの早く既に敵黨も行ゆる所の評定なり彼れの平素其の眷族知己に對し極めて温容雍和を以て之れに接すれども國家公衆に向ては謹嚴自ら持し敢て或の懈怠の風あるを見ざるなり又た彼れの一身の保護も意を留むるとなく單に戰捷の實勢と改良の實効以て之れを保護するも一任する者の如し然れども國家の体面同胞の榮辱も關するの事あるに至りては銳意直情奮て之を保護するも猶豫せざるの蓋し其の天性のみ彼れ會て其の宮殿に於てクローアカー僧の爲め罵辱を受けたとありしが毫も怒氣を含まず談笑優遇平生も異なるを見ざるが如きの亦た以て其の胸宇の大なるを窺ふも足らん然れども若

し我英國同胞の一人にして他人の爲めに殺害せられたるが如きの報に接するあらば直に一戰以て之れが復讐を試みずんば止まざるなり』吾人は未だ曾てクロンウエル其の人の如く中等社會の最良なる性質の大部分と國民の利害休戚に鋭敏なる同感の情を以て王位に登りたるものあるを見ざるなり彼れ時に或は專制の行爲を顯はすとあきにあらざれども決して大膽高尙誠實なる我英民の特性を失はざるなり夫のヘトル及びブレイク等の才幹用ゆるに足るを知りて平生其の相善からざるにも拘らず之れを内閣に列せしめたるが如く又た人民に政事上の自由を與ふるに吝ならず或は反對黨の爲めに不慮の危難を其の身体に蒙らんとして到底劍を以て之を壓せざる可らざるの際に於てすら尙ほ自由政度の種子を滅却するを憚かりて之を敢てせざるが如きは我英民固有の美質を顯はしたる者と云ふ可し吾人は斷信す

若し當時第一期の國會にして彼れの權理に就て紛々亂争するが如きとなからしめば彼れは其の外交の政略に於て國威を耀したるが如く内治の事に向て亦た穩當平和の手段を誤らざりしを彼れは實に一軍人のみ彼れは實に武略を以て身を興したるものなり若し彼れにして奈翁の野心あらしめば其の國家を孤柱にし其人民を犠牲にして馬に歐洲大陸の野に秣ひ南侵北伐赫々たる戰捷の偉功を以て内國不平黨の心膽を驚殺するが如きは彼れに於て何んがあらん然るに反對黨の彼れを目して彼れの他の將校の手も依て捷利を獲たるものにして彼れは坐がら其の功を儉みたるものなりと放言して憚らず恰も武勳を以て其の身を起したるの勇士を以て耳を砲聲に掩ふの怯夫となすもの如し然れども此の批評は却て其の功を其の各譽を高むるに足るものたるを知るあり夫の海外遠征の大捷は敢て彼れの私利私榮を

加ふるに足らず又た海軍の擴張に彼れが其の反對黨を壓するの手段たる能はざるあり海軍の總督權は彼れ的手中にあるにありしを彼れも相善からざるの火其の實權を掌權するにありしや海軍の擴張は彼れ一身の爲めは計らば寧ろ大害あるも計利あるを知らざるなり然るに彼れの國家の利害を對して自家の得喪を顧みず一意海軍の擴張に熱心なりしが如きは以て彼れが私を忘れて公に殉ふの精神を窺ふに足るべきのみ要之彼れが執る所の政策は天然健康穩和を全ふするを以て其の本旨となすものはして夫の一時の浮榮を貪らざるが爲めは百年の大計を孤柱にし俗眼を悦ばしめんが爲めは國家の實力を消耗するを顧みざるの類ありざる也彼れの英國を以てプロテスタント教の中心となし又た地球上耶蘇教國の元首とせしめ彼れの各國をして我英國を敬愛し權を我れは失ふの危險たるを覺悟せしめたり

彼れの實勢實力既に如斯然るは彼れの敢て歐洲諸邦を壓服して獨り其の霸權……到底永く保持し得べからざるの霸權を古握せんが爲めに國力を疲らすの匪謀を企てざるなり……クロンウエルの高尙にして靜肅なる智慮の實に其の報酬を得るを過せたるなり縱令彼れは百戰百勝の餘威を挾んで以て我が共和國の軍旗を海外諸邦の都城に翻すの快舉を試みざるにもせよ又た縱令澳斯太利西班牙等の宮城を掠奪し其の寶什名器を以て我宮殿の裝飾を美にするの豪興を執らざるにもせよ又た縱令我が姻戚愛將をラランダ・ス・ゼルマニー等の諸侯國に封するの雄圖を展べざるにもせよ彼れは決して其の野心匪謀の惡結果の爲めに國土を擧げて外國の蹂躪に一任せざるを得ざるが如きの慘禍を購はざるなり又た彼れの遠島萬里の孤囚となりて苦悶愁鬱の中に昔日の浮榮を追想しつゝ衰朽の殘

年を瘴烟毒霧の間に沈むるの痴を學ばざるなり夫れ然り彼れは實に十分なる名譽と權力とを荷ふて悠然墓中に退き其の子孫に貽すは國家統治の主權即ち普通の智慮以て能く之れを保續するに足るの主權を以てせしが如きの豈に尋常豪傑漢の企及する所ならんや……然るにクロンウエルの子孫皆な暗弱にして父祖の遺業を失墜せし善人の信ず若し其の嗣子にして其の後ちを繼ぐの能力ありたらんは善人が上來クロンウエルの爲めは叙述し來りたる所の評定は我が英民の定説となりて永く信を後世は取るを得べかりしを而して吾人は天祐に頼り又た大ブリテン共和國の惠助に頼りたるは亦が其四世或はリチャード五世等の鴻號の下は尙ほ今日の如く著述の業は安んじつゝありしならん而して其の朝廷の創業者即ちジョージ三世が七年の戦ふ大捷を獲たるの武勳を追敬して馬上三軍を指揮するの肖

像或の下院の特権を一握せしときの氣勢を表揚せんが爲め、屹然四邊を睥睨して立つ所の肖像を我都府の中央に建設し、以て彼れの大名譽を仰慕せしめたりしならん。又た實に十一月三日の彼れがオーストリアの一戦に天下の向背を決したるの良辰にして、後世永く此の日を以て彼れの爲め、讚美歌を奏し、彼れの功德を頌するの期となす。至りしならん。然るに世局一變、王政維新の後、クロンウエルの名譽は、自他黨派の保護する所とならざるのみならず、彼を賞讃する者の刑罰を蒙むるの世態とありしをも、拘らず、赫奕たる彼の功德の終に、堙滅に歸するとありし。て永く其の記臆を國民の腦底に留めしことを、道理なれ。初めクロンウエルの朝に奉仕して、只管彼れの聲色を伺ふて喜憂をあしたるの徒も、維新の後には、勉めて彼れを讒毀して、愛を新王に買ひ、卑屈無腸の詩人等、

會てクロンウエルは、捧げたる頌徳の歌詩を以て、更らば之を新王に捧げて、其の寵を固ふするに汲々たりしならん。又た其の甚しきに至りては、此の大豪傑の墓を鞭で罵辱を加ふるの浮薄無道の小人亦た少からざりしならん。然れども、青天の霹靂夫の和蘭の大艦、テムズ河を遡りて、巨礮一發、軟弱女子の如きチャレス二世の朝廷を震駭したるの時、又たチャレス二世が荒淫放逸の費に供するが爲め、クロンウエルが會て百戰艱難の間、征服したるの州郡を割て之を佛國に賣與するを目撃し、又た當時佛王路易十四世が歐洲諸邦を蹂躪し、プロテスタント教派を剪滅するの應援として、我れに出兵を促し來るの時に及んで、如何に無耻浮薄の群小も、王政の日に非なるを慨嘆すると同時に、クロンウエルの雄謀遠畧、國威を海の内外に赫揚したるの昔時を追懷せしむるは、非なき次第なり。又た佛國の年金を貪りて、其の驅使する所とあり、淫遊

放逸會て國家の安危を顧りみざるの君主を以て之を夫の路易十四世も其の驕慢を逞ふする能はず其の宰相カザリンの詐術も其の用をなす能はず遂に西班牙和蘭をして首を我れに屈せしめたるの英雄漢に比較し來れば自然當時の英民をして尊敬追慕の情に堪へざらしめたるも決して偶然にあらざるなり嗚呼彼れが功德の偉大なる假令今ま尙ほ之を誹議するの徒少きにあらざるも其の中心實意以て彼れを敬慕する者幾んど我國民の大半を占めたるを蓋し疑を容れざるなり吾人のクロンウエル死後の議論に就てのハラム氏の意見に同意を表せんと欲するなり夫のチャレス二世即ち維新改革の時代を觀察せんと欲せばハラム氏の如き公平ある眼を以て之れが研究を爲さざる可からず吾人は以て三世紀間の我英國の歴史に徴るに實にチャレス二世の治下の如く道義風俗の壞敗したるものあるを見ざるなり當時の

所謂政事家なる者の性行如何を吟味し又た彼等の父祖の性質に比較せば其の賤劣野鄙殆んど吾人をして嘔吐に堪へざらしむるものあり其の前代即ち内亂紛擾の時代より各々其の黨派に於て顯るべき所の所業の高尙潔白なる心意を失ひざるが故も或は其の原因の不良に由るものなきもあらざるも頗る敬愛すべきものあるを見るあり之れを反してチャレス二世の治下にありては各黨派の主張する所の目的の善美ならざるにあらざると雖手段方法の賤劣なるが爲めに世の輕侮を免るゝ能はざるあり看よ自由主義に熱心あるの黨派の概して兇暴に流れ王室に忠義なるの輩は渾べて卑屈に陥るが如き各自其の目的の善良なるも手段其の當を失するの過ちにあらざらんか吾人は當時の政事家中確乎として自黨の主義目的を強持し忠實誠意を以て其の黨派を盡したるの人あるを見出す能はず彼等の言行の常は一致せず又

た容易に其の黨派を背離するを憚らず其他彼等の卑劣邪曲の行爲に對し當時の人民敢て之れを咎むるものなく以て普通の事なりとし
て怪まざるに至て今日より之れを觀れば其の醜体幾んど信すべからざるものあるなり獨り今日の人民之を信せざるのみならずチャレンス一世治下の人々をして之を聞かしむるも尙ほ其の驚嘆を買ふに足るべきなり均しく是れ同一の人間のみ此の同一の人間にしてチャレンス一世と二世との治下の間だに於て如此甚しき人物品行の懸隔を見る所以の者の果して何等の源由ありて然るや他なしチャレンス二世治下の政事家の皆な禍乱騷擾の間は教育せられたるなり而して如此時代の總べて敏捷活潑なる材能を長じ易きものにして其の敏捷なる材能の巧みは時局の艱險を回避して自家一身の榮利を是れ事とするに適するも挺身奮て國難を殉ふの氣節に至ては千百人中一二之れを見

る可からず而して是れ等の政事家の鞏固なる黨派の結合を有する能はず政治的の學說を就て精密なる觀察を執る能はず政黨の起伏常なくして政府の基礎亦た定まらず風潮の變轉極りなきが爲め一意唯だ自家保護の事を以て處世の一要義となさざるを得ざるなり此の時局艱難世變無定の間は立て儼然其の志操を貫き世運滔々の逆流は抗敵し得る者の非常の豪傑として始めて能く之を爲すべきのみ主義を固執せず目的を一定せず自家の利害を先として國家の得喪を顧みず一身の安危を慮りて自黨の興廢を忘れ人間又た羞辱の事あるを知らざるが如きは實に當時政事家者流の常情なり世道人心の壞敗彼れが如くなりしも敢て怪むる足らざるなり

且つ夫れ佛國革命以後の形勢を執りて前段英國の形勢を對照し靜か
よ之れが觀察を下さば大に悟る所の者あらん夫のテトリーランドの

如きの始め共和政治の宰相となり其後奈破翁に隨ひ又た路易十八世
 より奉仕し進退常なく豹變定りなきの人として尙ほ當時自己の勢力を社
 會に失ひず又た敢て他の擯斥を受けざりしに今にして之を思へば不
 思議の事と云ふ可きのみ若し此の如き無德操の宰相をして我國に置
 かしめば吾人英民の彼れに向て如何なる所置を興ふ可き乎蓋し佛人
 が彼れの進退行爲に就て之を咎むるの様子あかりしに抑も故なきは
 ならず當時佛國の情態の官民上下唯た權變詐術を以て自家の功利を
 貪るに汲み及して十八世紀の末期までの實は變革相踵ぎ紛擾極りな
 きの行路に彷徨したる者なく政府の主義目的の如き固より人民を
 して信用を置しむる能ひざりし者なり
 夫れ然り而れどもチャレンス二世治下の風俗人情を探究し當時の英民
 を以て之れを夫の無德義無定見の佛國人と比較するも其の賤劣尙ほ

彼れより甚しきを見るなり彼のテロリイランドの實は節操なきの庸
 相なるもの相違なし然れども未だシヤフランスブリットの邪曲惡心可き
 が如きはあらず又たフホーチの佛國の奸臣なり然れどもチャレンスの
 愛臣ラウダーデールの如きの惡漢よりあらざるなり當時我英國政治
 上の德義の如何なる度よまて衰下せしかを知らんと欲せばシヤフラ
 ンスブリット、ラウダーデル二人の運命を吟味するに其の之れを知るの
 便利あらん英政府の當時慘虐なる手段を以てフランスピテリヤン派を
 勦絶せんと欲し之れが主任者と爲りて其の虐を逞ふするは足るの一
 兇手を索めしは其の撰は應せし者の則ちフランスピテリヤン派の一人
 にして政府に常に抗敵する所の叛人黨の巨魁なるラウダーデール其
 の人にてありたりき而して其の叛人黨の撰に應じて之れが首領とな
 り政府を攻撃せし所の者は則ち嚮きに内閣に在て暴制を恣にし邪曲

なる手段を以て民財を掠奪し和蘭に向て開戦を主張せし宰相シャッ
テスブリーにてありしなり當時政事部面の活劇ハ總べて如此の有様
にして到底嚴肅なる政黨の結合の如きは此の腐敗と險惡を以て充た
されたる政事舞臺の上に顯出するを望む可からざるなり朝に無神論
を唱ふるの人にして夕にピウリタンの主義を奉じピウリタン派にし
て忽ち無神論者に變じ其の他共和主義を主張するの人にして又た忽
ち帝王神權説に一致し社會の安寧を重んずるの裁判官にして亂民の
蜂起を煽動し王室に倭從するの朝臣にして民權説を主張し愛國の大
義を唱ふるの輩にして外國の賄賂を貪り又た羅馬教を奉ずるの公族に
して「プレスビテリヤン」信者を強迫して「エビスコパール」教に改宗せし
めんとする者あり「プレスビテリヤン」教を信するの徒にして羅馬教の
貴族等を殺戮するが如きとあり以上の有様は實に「チャレンス二世」治下の

實況なり蓋し社會の輿論なるものは時勢の風潮に伴ふて變化する者
にして一の大破裂大波瀾ある毎日に隨て其の反動を來たすは自然の
勢なり然れども「チャレンス二世」の治下の盛衰變轉測られざるの概況は
當時政治社會一定の主義なかりしを見せ以て之れを推知するを得べ
きのみ朝に彼の黨に入りて利なくんば夕に去て此の黨に入りて出入去
就唯た一身の安危を計るを是れ勉め主義目的の如何に至てハ其の間
ふ所まわらざるなり夫の後世其の政黨君子の争を以て圓滑な内閣の
更迭を促し縱令自黨の失敗に遇ふも毅然として一定の主義を堅守し
敢て腰を他黨に屈するが如き醜體をなさない高尙の氣風の如きは當
時の人民の夢想も及ばざる所あり故に其の黨として失敗せば相争
を忽ち武器を抛ち軍旗を棄て敵黨に降りて其の苦役を服するを甘ん
ずるが如き蓋し其の常狀のみ且つ夫れ惡漢無頼の徒の捏造したる

申告を納れて猥り又罪なき舊教徒を殺戮するの當時も於て焉を忠愛義烈の君子或り其の宗旨の爲め死生を度外に置くが如きの高僧あるを望むべけんや若し又たゼーカス二世の時に至り新教徒を殺害するを尙ほチャレス三世が舊教徒に於けるが如く其の暴戻を極むるを志りては幾萬の新教徒中敢て一人の其の教旨を守りて之れを拒したるものなきにあらざるや要之我れ彼を殺さざれば彼れ我れを殺さんとの兇險時代より到底双方の間より於て平和温裕の和氣を望むが如きは思ひ寄らざる次第と云ふ可きなり

千六百八十八年の革命前二十年間絶へて政治上より一定の主義を執る能ひざりし其原因一として足らずと雖も要するも其の主因は政府の變革頻々たりし職由する者なり假令當時永くクロンウエル家若しくは長期國會の殘流によりて支配せらるゝとあらしむるも夫のドク

リタン教義の甚だ峻嚴峭酷に過ぐるの弊に其反動として早晚放蕩淫猥の風俗に返るの憂なき能はず既に攝政政治の末期に當り稍々其の弊兆を露わせしが果然チャレス二世の時に至りて風俗の敗壞人心の衰頹驚くべきの極に達したり放蕩無賴の徒を以て宗教の熱心家となし浮薄狎邪の小人を指して王室無二の忠臣となし高位顯職は揮ふて此の輩の私する所となれり此の賤陋なる風俗は獨り上等社會若し教政治部面の徳義を破壊せしのみならず文藝社會を擧げて濁亂滔淫の底に埋却し去れり詩人は淫穢の詞賦を弄して時好に歌するを勉勵理學者は其の理義を枉げて俗情に媚ひ神教家は人民を誘惑愚之朝庭淫靡從せしめ以て益々朝廷をして淫逸荒敗の極府たらしめ吾人をもて出賊等が美人佳姫を拐掠して其の山寨に荒淫を縱にするの狀を想起せしむるものあり又た才名あるの貴紳にし地白晝痴態を表はるる途正

に徘徊し或は無頼の兇漢を使囑して其の敵手を要撃せしめ其の他貴
 純高官たる者の愧づべき所業を以て王室の愛寵を買はんと欲するの
 醜体亂行殆んど名状す可からざるものあり又宮殿に女官の私生の嬰
 孩朝臣の種か將た玉の落胤かを見出すと少ら直朝宮等則ち之を遊戯
 場に携へ惨忍にも之を斬裂して以て樂みとなすが如し一言當時の光
 景を評せば虎狼を以て朝廷を組織したるものと云ふ可きの爲宰相大
 臣等の會議堂は全く娛樂に供するの遊戯室にして互に身振度假聲其
 他種々の痴態を以て其の職務となす者に似たり下院の議長某なる者
 慷慨と堪へず公然議場に於て朝廷萬般の非行を論撃せしとありしか
 ば大臣等大に憤り無頼の兇漢に命じて某を路に要して其の鼻を斫ら
 しめたることあり上下風紀の亂壞茲に至て極れりと云ふ可きも其後
 チャレンス二世に繼て立つものは則ちゼエムス二世にしてゼエムス治

下の政事家と呼ばるゝ者は皆な實に前朝の惡風頹俗の間に成長した
 る者にしてバツキングハムの如き滑稽佞柔の徒チャチエルの如き無
 耻敗徳の者流が社會に勢力を占め得たりしも必竟彼等の性質能く當
 時の風俗に投合したるあるを以てなり
 當時試に公德腐敗の度を檢量せんと欲せば先づチャチエル一身の歴
 史を吟味せば以て其の一斑を窺ふに足るべし此の有名なる貴族は
 ゼエムス王が我が妹の容色を愛し頗る眷戀の意あるを察し則ち之を
 納れ其の手を假りて顯職に登り阿諛佞從百方王の意を迎へて其の寵
 を固ふせり然るに王の權勢稍を衰へ維廉三世の勢日に盛あるに及ん
 でや忽ちゼエムスに叛て維廉に隨ひ維廉を扶けてゼエムスを攻撃し
 夫れをして姑らくも地位を保つ能はざるに至らしめたり初めゼエム
 スが此の不義不徳の貴族を用ゆるや信任最も深く彼を以て其の腹心

となし天下細大の事總べて彼れの手を待て決する有様なりしに時局一變ゼエムスの威力日に衰へて又た爲す可らざるを見るや忽ち之れに背て維廉を輔け遂にゼエムスをして位を去るの厄境に陥らしめたり其不徳非義誰れか之を惡まざる者あらんや夫の佛王奈破翁の愛將子井一の如きの實に反覆表裏の小人のみ然れども此の貴族に較ぶれば尙は大に取るべき所のものあり近世此の不徳不義貴族の對手を索むれば米國の叛將アルノルド蓋し其の人歟今若し我英國に於て斯かる人物を出すあらば其の材能如何に取るべき者あるも其の勳功如何に賞すべきものあるも又其の黨派の囑望如何に高きを荷ふも到底社會に立て其の運動を爲すを容るざる可きなり然れども當時に在るの皆此の貴族的一流の跋扈せし社會に在りければ格別彼等の所業を攻撃するものなきのみならず却て彼れが維廉に隨て内亂を鎮定

したるの武勳を賞揚し尙ほ今日に至りても深く彼れを非難するもの少なきは彼に在るの偶然の幸なりと云ふ可きあり。社會道徳の壞敗人心一般の腐敗既に前段述べたる所の如し隨て裁判官代言人等の敗徳不義一世を靡爛せしむ亦た怪むに足らざるなり夫のシヨシス、シエフエリー、ノオリス、ランド、シヤイヤー、ウエルリヤムス等が貪亂汚穢の行爲を以て其職を辱かしたるの事實の今日に至るまで尙ほ吾人英民が我國裁判史上の醜點として嘆嗟する所にあらずや又た當時英國教會の如きは教旨常に一定せず朝に宣布するの教義は夕べに棄て、省りみざるの反故となり宗教なる者は幾んど教會僧侶の翫弄物たるが如し而して該教會は會て王權の擴張を主張し常に王室に柔順ある可きの道を説布せりホツダスホルドの神學校の如きは穩和なる憲法書すら尙ほ王室に對して不敬なりとじて之を焼き棄

てたり而してゼエムスの暴戾なる西部に散在する教會信者を虐遇するを賭るも尙ほ依然として忠義説を主張し毫も怨憤の色を表さざりしがゼエムスの手稍を神學校の財物に觸るゝに及んでは忽ち狂奔亂叫して起ち維廉を扶けてゼエムスに反抗しゼエムスをして再び爲すなきの地に陥らしめたり

クラレンドンは當時自他の黨派間に聲譽を荷ふたるの名士なり而して彼れの性行は此の腐敗混沌の時勢に適せず却てエリザベス治下の政事家たるを値打ちする者の如し蓋し十六世紀に於ては皇家の威望尙ほ隆盛を極め民間敢て鼎の輕重を問ふ者なし而してクラレンドンの忠實謹嚴なる決して夫のワルシングラム、バルウィ等も愧る所なきを信するなり蓋し彼の短所の事を處する嚴ま過ぐるの弊ありて或の深く監察を要せしめて人を拘捕し或は過當なる稅率を課して民怒を

招き或は「トマス・アール」を廢して「スター・チャンパー」を再興せんと企てたるが如きは徒ら王權の擴張に熱心して民心を害し併せて淫逸放邪の君主をして轉た己れを疎外するの意を長せしむるは過ぎざるのみ彼れチャレスの敢て國家の大權を私し威力を一世に逞ふせんと欲するの念あるまわらず佞臣美姫は圍擁せられて歌舞宴樂靜か一身の安逸を全ふするを得ば即ち十分ありと思惟したるは相違なし斯る君主に對して侃々諤々其の不行跡を極諫し徒ら閣監宮娃等を讒を構ふるの辭柄を與へしめ遂に爲めは其身を零落最も憐むべきの境遇に投せしめたるは又た是非もなき次第と云ふ可きのみ

ハラム氏の氏が得意の嚴肅公平なる筆鋒を以てクラレンソンの爲人を論述せり而して其論意毫も寛假する所なく最も嚴ま最も密に一性一行之れが論難を下せし聊か酷く失するの嫌なき能はず若し當時の情